平成21年3月11日

1. 出席議員

1	番	松	田	義	太	9	番	水	頭	喜	<u>-</u>	弘
2	番	松	尾	勝	利	10	番	橋	Ш	宏	≓	彰
3	番	松	本	末	治	11	番	中	西	裕	4	司
4	番	光	武		学	12	番	谷	П	Ė	Ę	隆
5	番	馬	場		勉	13	番	小	池	쿸	Ē	照
6	番	森	田	和	章	14	番	松	尾	徝	Ė	子
7	番	徳	村	博	紀	15	番	中	村	放	É−	一郎
8	番	福	井		正	16	番	橋	爪			敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長森田利明

 局長補佐澤野政信

 管理係長江口隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		-	長	桑		原	允	彦
副	市	-	長	出		村	素	明
総	務 部	-	長	北		村	和	博
市	民 部	-	長	北		村	建	治
産	業部	-	長	山		本	克	樹
建	設 環 境	部	長	藤		家	敏	昭
会	計管理者兼会	計課:	長	北	御	門	敏	則
企	画課	-	長	竹		下		勇
総	務 課	-	長	中		JII		宏
財	政課	-	長	打		上	俊	雄
市日	民課長兼選挙管理委員:	会事務局	長	中		村	和	典
税	務 課	-	長	武		藤	竹	美
福	祉 事 務	所 ;	長	峰		松	靖	規
保	険 健 康	課	長	岩		田	輝	寛
農	林 水 産	課	長	迎			和	泉
商	工 観 光	課	長	田		中	敏	男
都	市建設	課	長	平		石	和	弘
環	境 下 水 道	課	長	亀		井	初	男
ま	ちなみ活性	主課 :	長	松		浦		勉
水	道課	-	長	福		岡	俊	剛
教	育 委	員	長	藤		家	恒	善
教	育	-	長	小	野	原	利	幸
教	育次長兼庶	務課.	長	藤		田	洋 一	郎
生	厓学習課長兼中央	公民館:	長	谷		口	秀	男
同和	和対策課長兼生涯学	習課参	事	関			正	和
農	業委員会事	務局.	長	Щ		田	次	郎
監	查委員事務	易局:	長	森			久	幸

平成21年3月11日(水)議事日程

開 議 (午前10時)

議案第18号	平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	について(質疑、討論、採決)
議案第19号	平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予
	算(第1号)について(質疑、討論、採決)
議案第20号	平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)に
	ついて(質疑、討論、採決)
議案第21号	平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第3号)につい
	て(質疑、討論、採決)
議案第22号	平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
	について(質疑、討論、採決)
議案第23号	平成20年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)につい
	て(質疑、討論、採決)
議案第24号	平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)について
	(質疑、討論、採決)
議案第25号	平成20年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)について(質疑、
	討論、採決)
	議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号

午前10時 開議

〇議長(橋爪 敏君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第18号

〇議長(橋爪 敏君)

それでは、日程第1. 議案第18号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

おはようございます。議案第18号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について御説明をいたします。

議案書は24ページでございます。

今回の補正は、下水道負担金の減額及び経常経費建設事業費の確定に伴いまして、充当財源の増減調整等繰越明許費についてお願いをいたすものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるといたしまして、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,395千円を減額いたしまして、それぞれ2,016,877千円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正は、2ページ、3ページの第1表のとおりでございます。

第2条では、地方自治法の規定によりまして、翌年度に繰り越してお願いする経費は、4 ページの第2表 繰越明許費のとおりでございます。

今回、2件お願いをいたしております。1件は、通信方式の検討に不測の日数を要したこと。もう一方は、安全対策、地元調整に不測の日数を要したため、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、平成21年度に繰り越して使用することをお願いするものでございます。

第3条 地方債の補正でございますが、5ページの第3表のとおりでございます。

次に、説明資料をお願いいたします。

6ページから7ページは予算事項別明細書です。

8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款1項1目.下水道費負担金は3,292千円を減額補正です。

これは、企業進出のために区域外流入分を予定いたしておりましたけれども、減額となっております。

9ページをお願いいたします。

2款2項1目.公共下水道手数料は41千円の減額です。

10ページをお願いいたします。

4款1項1目. 一般会計繰入金151,852千円の増額は、公債費の増額分です。総務管理費、維持管理費は減額となっております。

11ページをお願いいたします。

6款2項1目. 雑入でございますが、3,686千円の増額で、主たるものは消費税の還付金でございます。

12ページをお願いいたします。

7款1項1目.公共下水道事業債171,600千円の減額は事業債で、特に繰上償還借換債で ございます。借換債をいたしますと、単年で約4,000千円程度の利息減を見込んでおります。 13ページをお願いいたします。

歳出についての御説明でございますが、1款1項1目.総務管理費425千円の主たる減額の要因でございますが、需用費で決算見込みでございます。

2目.維持管理費は1,699千円の減額でございますが、汚水管点検等委託料の減額が主たる要因でございます。

3 目. 浄化センター費は159千円の増額をお願いしております。これは決算見込みによる 増額でございます。

15ページをお願いいたします。

1款2項1目.建設事業費は5,108千円の減額となりました。

これは事業費確定によりまして、工事請負費は増額といたしておりますけれども、それの 事務費関係で給与費、委託料、補償費等が減額となりまして、ここは増減調整をいたしてお ります。

16ページをお願いいたします。

2款1項1目.元金、それに2目.利子は、組み替えによる減額でございます。

17ページから23ページのほうに給与明細書その他手当など、24ページには地方債に関する調書を添付いたしております。ごらんください。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

おはようございます。質問をいたします。

先ほど課長のほうの説明にありましたが、とりあえず今、浄化センターの増設ということで、今建設工事を下水道事業団に委託した形でなされておりますが、その工事の進捗でございますが、順調にいっておるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

浄化センターの工事のほうは順調にいっております。また、浄化センターが平成19年、20年、21年、22年の4カ年で契約をいたしておりますけれども、3カ年で済みそうな状況でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

浄化センターの建設については下水道事業団へ委託というようなことで、予算と委託ですね、その辺で建設工事が少し低かったというようなことで、精算のこともちょっと前回聞いたような気がするんですが、その予算上の取り扱いについてはとりあえずどのような形になりましたでしょうか、まだそのままの形で、精算というのが――精算というのはおかしいけ

れども、どういう形で手続をなされておるかをお聞きします。

〇議長(橋爪 敏君)

集井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

予算についての最終的な処理は、最終年度、21年度が終了すれば21年度の末には精算ができるかと思いますけれども、今のところ、各年度の工事関係についての工事の額とか、そういうのは事業団のほうからとって持っておりまして、それを最終的に精算していくという形になります。そういう中では、今のところ当初予定していました事業費より相当安くできているようでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

今の課長の答弁でいきますと、大体予算の範囲内でとりあえずは事業が進んでいくという ことで、特別な増額その他については今のところないと、そういうおそれはないということ ですね。はい、わかりました。

それでは、浄化センターに絡んで、私も先日の一般質問で今回の浄化センターの業務委託の問題についてちょっと触れております。その中で、指名通知ですね、今回、業務委託の指名通知がありましたよね。そして、入札をということになるんですが、入札のことが1回おくれておるわけですね。それで改めてもう一回、おくれた理由を御説明いただければと思います。(「それ補正と何か関係ありますか。議長、補正と関係ありますか」と呼ぶ者あり)

これは契約の行為は、浄化センターの委託は4月以降の契約になるんでしょうけれども、 21年の2月に入札はもう既にあっているわけですね。だから、直接補正とかなんかいうこと じゃなくて、いわゆるその間の業務についてお聞きするということはいいんじゃないですか。 (「いや、補正の審議のはずでしょう」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪 敏君)

暫時休憩します。

午前10時12分 休憩午前11時14分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

11番議員の質疑に対する答弁を求めます。桑原市長。

〇市長(桑原允彦君)

ただいまの御質問の件に対しましては、今議会の一般質問で中西議員が種々質問をされました。その際に、その理由なり経過なり、すべて微に入り細にわたり答弁をしております。

その答弁で間違いございません。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

今、私の質問についてそのようなことであるということで、一応改めて確認をさせていただきました。今回の私の質問の趣旨は、12月議会において、債務負担行為でこの業務委託については議会で承認もしておるわけです。その後、予算の執行についての入札なり、指名通知から入札契約ということになっているということで御質問を申し上げておるわけであります。そういうことで、指名通知をして入札がおくれたという理由は、予定価格の時期がちょっとずれておったというようなことで、業界の方を含めてそういう事情があったということは承知をします。

また、その際に、普通、指名通知、あるいは入札の延期があったり入札の変更があったり した場合、通常のやつは、例えば入札業者の変更があったり、あるいは設計図書の変更があ ったりいろいろするわけですが、今回はどのような形だったんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

答弁お願いします。 (「ちょっと休憩いいですか」と呼ぶ者あり) 暫時休憩します。

> 午前11時16分 休憩 午前11時49分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

ただいまより再開をいたします。

午前中はこれにて休憩をいたします。なお、午後の会議は1時から再開をいたします。

午前11時49分 休憩

午後1時 再開

〇議長(橋爪 敏君)

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

議案第18号における中西議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。桑原市長。

〇市長(桑原允彦君)

中西議員の御質問は、今回の議案とは私は直接関係はないというふうに判断いたします。 したがいまして、一般質問でいつでも御質問いただければ懇切丁寧に再度お答えをいたしま す。

例えば、今回の議案に補正予算で出しております。御質問の内容によって、この補正予算の内容を変えてみたりなんかせにやいかんようなことなのか、それは我々、全然今度出していませんから、これは関係ないと思うんですよね。あるいは、よっぽど緊急性があるのか、

その緊急性を言っていただいて、私自身なるほどと思えば、それは答弁をいたします。何か答弁は80分から100分ぐらいかかると言っておられたようで、それは明らかに一般質問の内容です。ですから、私が申し上げているのは、今回のことだけではなくて、今非常に私たちは不満を持っています。議会で決められたことを議会みずから破っておられるじゃないかと。だから、そのことについて提案をしているわけで、その原則を私は通させていただきます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

今のが私の質問に対する答弁だというふうに考えるわけですか。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

一般質問でお答えをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

この場で、これはいいですか、これは悪いですかというのを聞きますね。私の質問を一般 質問でお願いしますとおっしゃいましたが、そしたら、あしたの当初予算ではできないんで すか。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

来年度予算に関することはお答えいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

お答えをしないということですから、私は不満でございますが、質問の内容を変えて再度 質問をいたします。

今回の補正予算は、公共下水道に関する全体的な精算という意味もあります。すべての業務の予算の執行が終わるということであります。ですから、3月31日をめどにプラスマイナスの予算編成をしてあるというふうに理解をします。したがいまして、3月31日までの予算の執行が満遍なく十分な形で行われたかどうかということについて御質問を申し上げたいと思いますが、そのことはよろしいですか。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

予算全般につきましては、先ほど最初に提案をいたしましたとおり、不足については増額、 そして、予算が超過した部分については減額をして、今回補正をお願いするものでございま す。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

浄化センターの建設工事は、今は順調にいっておるという御答弁がありました。そこの浄化センターを委託されて管理業務をなされているところがあります。それについては、前に事業所の開設届を出してあるかどうかということもお聞きしました。それもプライバシーの問題で答えられないという御答弁をいただいております。そのことは別にして、委託管理業務について、いわゆる仕様書というのがあったと思うんですね。そこの中で、例えば、職員の配置の問題ですね、何人体制でいくかというような問題も含めてあったと思いますが、現在の体制、いわゆる20年度の管理委託業務で、何人体制でされますか。私の調べたところによりますと、総括責任者、主任の技術者が電気と機械と1人ずつ、技術員が7人、そして、日常的な人が1人とか、合計12人体制ぐらいでやっておられると思いますが、それには過不足はありませんでしたか。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

席数量でいきますと、11.3人ぐらいの数字で私のほうは計算をいたしております。現状は 12名でやっていただいておりまして、今年度、特に問題なく無事終わろうとしております。 以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

12人体制でしっかりやってもらっているということでございます。業務文書の中に定期点 検をするということもあるようです。例えば、浄化センター、本体ですね。あるいは、中牟 田とか中村のポンプ場なんかも定期点検をするような形で業務文書となっておるわけですね。 当然、業務の日報、月報、あるいは年報を含めて工程的に作業はされておるというふうに思 っておりますが、その点についてはどうですか、過不足はありましたか、ありませんか。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

幸いに問題なく無事やってこられたと思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

今回の作業の範囲ですね、3月31日までの作業の範囲内の、例えば浄化センター、あるいはポンプ場、その他があるんですが、今度建設をされたところがありますよね。だから、4月以降、例えば仕事量がふえるわけですが、そういうことはもう承知をしておられますでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

工事自体は最終的に21年度いっぱいかかるかと思いますので、現在、第2系列につきまして直接職員の方で手を入れていただくという形にはならないと思います。ただ、計器関係が据わるのが秋過ぎ、年内ぎりぎりぐらいには機械も据わってしまうかと思いますので、10月ぐらいからは新しい機械の操作関係も出てくるかと思いますので、今回の入札に関しての設計の中には、そこらの追加分の内容も入れて入札をしたという形になっております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

浄化センターについては、まあそういうことでしょう。今度、浜の中継のポンプ場ができておりますよね。その工事も今度、年度内で一応仕事は終わっているわけですが、手直しがあるとかないとか、ちょっと私もようわからんではおりますが、それも当然、次回、来年度からのものになるのではないかなと思いますが、その点はどうですか。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

浜新町の中継ポンプ場につきましても、平成21年度、場内工事をすることで完了となります。しかしながら、まだ4月の時点では浄化センターまでの管の接続がまだできておりません。したがいまして、まだ機械の供用開始にはならない状況です。ですから、供用開始になる時点ではその作業のほうも入れるという形になりますから、それも加味した設計になっております。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

そのようなことで、年度を越えて作業といいますか、仕事自体が動いておるわけですから、 今後の浄化センターの機能を高めていく作業もやっぱりしなきゃいかんし、あるいは下水道 については加入率をもっとふやしていって、歳入の部門で使用料金をやっぱり確保するとい う意味でも大変だと思っております。そういう意味では、今度の補正の中で精算という形で 一つのめどがついたということでお聞きをしておきたいというふうに思います。

また先ほど議長、これは市長が言われましたので、細かい指名、入札、契約については、 あしたの当初予算の審議の中で御質問を申し上げたいというふうに思います。これはもう市 長が御答弁するということでございますから、御了解をしてほしいと思います。(発言する 者あり)来年度でしょう。(「来年度とは関係ないでしょう、今年度のことでしょう」と呼 ぶ者あり)そいけん、来年度というのはあした言うということでしょう。

〇議長(橋爪 敏君)

発言は許可を受けてからしてください。

〇11番(中西裕司君)続

えっ、あしたも言えないの。(「言えないて言いよっじゃないですか。もう少しちゃんと しましょうよ」と呼ぶ者あり)

以上で終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

2点お尋ねをいたしたいと思います。

さきの12月議会の鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)で、債務負担行為、これは鹿島市浄化センター等運転管理業務に係る委託料ということで、平成21年度から向こう3カ年分ですね、この既決予算が252,000千円ございます。今般公表されております、その入札を行われた結果が、かなり安く落札をしておるようでございます。落札価格が97,200千円、契約金額が102,060千円ということで契約をされておりまして、既決予算からすれば4割程度の執行ということになっておりますが、この件に関して、今回の第3号の補正段階では補正措置というものがされていないようなんですけど、この扱いは今後どういうふうになるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

藤家建設環境部長。

〇建設環境部長 (藤家敏昭君)

たしか御質問は、債務負担行為の額に対して今回落札額がかなり下回ったと、この差額といいますか、これについての取り扱いについてという御質問だと思いますが、これにつきま

しては、明日、21年度、新年度予算を御審議いただくわけでございますけど、その後、これは何月になるか、ちょっと私の口からはあれですけれども、21年度予算の補正として21年度の予算は提出をされると考えております。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

お答えをしたいと思います。

12月に債務負担行為でお願いをしました金額自体ですね、252,000千円ですか、これは3カ年の契約をするにつけての限度額、最高額をこれでお願いしますということでしていますので、この252,000千円に対しての増減というのはあり得ないわけですね。しかし、平成21年度に予算を組んでいますから、その中では、安く取られた分については先ほど部長が言いますような形で補正をするときが出てくると思います。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

もちろん、この債務負担行為は上限の限度額としての可決をやっておりますので、その範疇でありますから、そのこと自体は何ら問うてはおらないわけなんですが、債務負担行為というのはそれだけの予算の上限を定めておるわけですね。しかし、今回落札したのは、単年度じゃなくて、債務負担行為で想定をしておった3カ年分を約4割程度で今回契約したわけですね。この債務負担行為の上限に届くということはもうまずあり得ない、それが前提です。ということですので、本来の表式となっておった債務負担行為の上限をやはり変える必要が逆に私はあると思うんですね。途中で事業の一部見直しとか追加事業等が出てくる可能性もありますから、ぎりぎりの線ではいけないでしょうけれども、やっぱりそうした措置をするというのが生きた予算のつくり方だろうと思うんですね。

そういった点で、入札を執行されたのが2月13日です。きょうが3月11日で約1カ月ぐらい経過をいたしております。新年度予算をちょっと見てみますと、この債務負担行為もそのまま252,000千円で計上のままですね。ここら辺はもう少し現実的な予算の表現といいますか、そういうふうになるのが普通ではないかなというふうに思うんですけど、特別、今後3年間の間に、2億円大玉で上るような執行が別に想定をされているんでしょうか。でなければ、債務負担行為の上限はやっぱり訂正をすべきだというように常識的には考えられます。そういった点についてお尋ねをいたしておりますけれども。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

252,000千円の債務負担行為の上限額、これについては特に問題がなければ21年度には変更をしていくということでお願いしたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

それでは、予算編成の日程的な問題、1カ月、本日の審議ということでございますので、 事前の議案の配付等を考慮すれば、日程的に調整の期間がなかったというとらえ方をいたし ておきたいと思いますので、少なくとも6月議会には現実的なただいまの担当課長の説明の ような対応をされるものということで、この項についての質問は一応終わりたいというふう に思います。

次に、余計なお世話とは言わないでほしいと思うんですけど、従来、年間の浄化センターの委託費が65,000千円前後でセンターの稼働開始から委託をされてきた。今度の入札結果が3カ年で1億円足らずですよね。ということは、年で割ってまいりますと、30,000千円台で業務が委託をされるという割り算になると思うんですね。65,000千円の従来の委託金額から30,000千円台の委託金額に変わって、果たして現場は大丈夫なのかと、ちゃんとした運転管理が行き届くのかなと、その心配がまず第一に我々には発生するわけなんですけど、そこら辺についての問題は執行部として考えられないのかどうなのか。どうして今日までの管理の水準を維持されていくのか、そこら辺についての格段の何か工夫なり対応なりがあれば、我々の心配が及ばない話だという気持ちに落とせるような答弁でもいただければというふうに考えておりますが、いかがですか。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

お答えをいたします。

ただいま谷口議員が御指摘のとおり、入札でいきますと、42.3%で入札されております。 私たちはこの入札業務には入っておりませんけれども、この金額を聞いたときに本当にびっくりしました。そういうことで、私たち現場として言いますと、現在やっている担当者、それから支店の長であられる支店長さん、それから営業関係の担当者と協議をしまして、どういう形でこういうふうになったのか、そして、これでやっていけるのかということの協議をさせていただいております。そういう中では、昨今の雇用不安の状況ですね、今現在鹿島市におる12名の職を確保したかったというようなことがまず第一に言われました。そういう中で、じゃ、金額が安いとできないんじゃないですか、人間が確保できないんじゃないですかという話をやりましたけれども、最低人数はそろえますと。まだ組織表を提出されておりません。間もなくされるものだと思いますけれども、できるだけ現体制を確保していきたいと いうことで言っていただきましたので、ひとつよろしくお願いしますというお話をさせていただきました。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

説明ではそういう説明しか返ってこんと思います。それは水準を下げるような業務内容では、これはもう納得できない話であって、ただ考えてみますに、一般の公共工事のような場合は、手作業でやるものを機械作業に変えるとか、あらゆる業者の方の経営努力といいますか、そうしたものがさらに加味をされて経営コスト削減という余地が出てくると思うんですけど、今回の場合はほとんどがマンパワー、それとあと薬品等の固定経費ですね。なかなか半額に、どこを節減するのかというところの委託内容だろうというふうにとらえております。そういった点で、業者との関係で執行部もそうした心配をもとに調整をされておるということですので、当面、この場におきましては、その推移を見守らせていただくというところで私の質疑はこの件に関してもこの点でとどめたいと思いますが、市長が言われるように、また一般質問の折に状況等、また、現場の視察等も委員会等で行かせていただいて確認をできるだけ我々もしてまいりたいと、このように考えております。

なお、参考までに、こうしたことが発生しないように最低制限価格制度、要するにもうこ れ以下の札では落札と認めませんよという制度がございますね。これが国土交通省、総務省、 財務省が共同で平成19年12月19日に、入札契約適正化法に基づく実施状況の全国の自治体の 調査をされたものが発表されております。これを見てみますと、最低制限価格制度導入をし ている全国の都道府県を含めた市町村の割合が現在48%に上っております。約半数の全国の 市町村がそういったものを設定しておるという背景もございますし、今回もそういう事例に なると思います。低価格調査制度ですね、余りにも札が安い札であった場合に、今言うよう な懸念がある場合には、発注者である行政のほうがその内容について審査をすると。そうい う制度を導入したのも13%余りあります。両者を合わせますと、もう5割以上の自治体がそ ういうセーフティーネットを持っておるんですね。こういった問題等も、やはり今後の契約、 入札等々を想定した場合に必要なのか必要じゃないのか、そうした検討も執行部としてされ ているものと思いますが、十分検討をされたらどうかと思います。結果として、その請け負 われた業者が赤字を出して3年間の業務を完遂されても、やっぱり業者としても他の地区の こうした処理場の管理もされておる、回り回ってあらゆるところにしわ寄せが出てくると、 そういうふうなこともございますし、今ございましたように、働く従業員の皆さん方の労働 条件にも響いてくると、そういった点、行政としては看過できない波及もあります。そうい った点で、この点についても今後検討をされればというような思いもございましたので、あ わせて検討の要望等を添えて、私の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

業者さんが競争入札で入札される場合は、そのときそのときの案件だけの、もうけるとか、これは損するとか、そういう判断もありましょうし、また、中長期的に考えて自分の会社の大きな戦略上、ここは絶対安くてもとっておかにやいかんという判断もございましょう。ただ、先ほど申されましたように、最低価格というのは御指摘のように鹿島市は設けておりません。この前も副市長とは何回か、この問題についてどうしようかと新聞でも言っておりますし、県とか、また佐賀市も近ごろ云々と言っております。しかし、鹿島市は平成12年でしたか、こういう問題で非常に大きな問題がございましたね。そういうことがありますから、やっぱり慎重にそのあたりは取り扱っていきたいと。だから、ずっとこの件については議論はしております。

〇議長(橋爪 敏君)

12番谷口良隆君。

〇12番(谷口良隆君)

支出については、市民の貴重な税金を予算として計上して執行しておるわけですので、同じ品質のものが確保できるならば、1円でも安い落札価格を引き出していただくというのが執行部の最大の努力だろうと。そういった観点からすれば最低価格は設けないほうがいいとは思いますが、過去を振り返ってみますと、し尿処理場の藤鹿苑もかなり安い価格で落札をいたしました。その後、便をためる便槽のひび割れ等も発生をいたしております。疎漏工事とは申しませんが、その後の補修工事等についても、保証期間であったと私は思いますけれども、結果的には組合のほうで予算措置をして補修を続けておると、そうした問題等もあるわけで、必ずしも安ければ得したという議論ばかりではないというふうに思います。

そういった点で、十分検討に値する制度だからこそ全国でもそうした状況が出てきている というふうに思いますので、十分検討を深めていただければと、このように考えているとこ ろでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

先ほどの市長の答弁ですけれども、正確に申し上げたいと思います。

最低制限価格については、うちのほうも財務規則のほうで、特に必要と認める場合には次 の各号に定めるところにより最低制限価格を設けることができるということで、一応の規定 を持っております。ただ、市長が申しましたように、現在のところ運用をしていないという ことでございます。その運用について今後検討を深めていくということでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

簡単な問題ですが、ちょっとよくわかりませんのでお尋ねします。

繰越明許費というのが、納富分汚水幹線及び準汚水幹線の問題で出ていますね、57,300千円。それで、説明では、地元調整に不測の日数を要したというような説明だったと思いますが、具体的に地元とトラブルか何かあってそういう形になったのかどうか、まずその要因が何だったのかをお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

亀井環境下水道課長。

〇環境下水道課長(亀井初男君)

御説明をいたします。

これは管渠の整備でございますけれども、一応予定しているところが、末光の交差点から 県道の中を通すわけですけれども、元纏寿司ですか、あそこの管の工事が1つあります。そ れと、現在コメリがございますけれども、あの周辺にサービス管を引いていく工事、これを 予定いたしております。そういう中で、国道207号の推進も1つやる準備をしております。

それで、2本の県道を一緒に工事をする、しないのところがございまして、これが1つは 交通安全対策関係で不測の日数を要したと、先ほど私がお答えしたと思います。また、地元 調整というのは、先ほど言いますサービス管関係を入れる場合は、里道とか、そういうとこ ろに管を入れなければなりません。そういうときに承諾をもらったりなんかせにゃいかんわ けですね。そういうのに不測の日数を要したということで、トラブルがあったということで はございません。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それでは、今の問題については、後の対応は計画どおりに取り組みができると理解してよ ございますね。頭を下げていらっしゃいますので、そうだと理解したいと思います。

終わりにしたいと思いますが、1つだけお願い、ここで言っていいものでしょうね。先ほどから浄化センターの委託料の問題が出ておりますが、実は私もこれについては質問したいと思っていた問題です。というのは、非常に市民の皆さんから聞かれるんですよね。よく皆さん御存じですね、今までになく安い価格で落札をしているということだけど、どうなっているんですかというのを聞かれるんですね。実は、私は担当委員会じゃありませんので、

ほかの委員会は説明を細かくしてもらっていないんですよね。

で、お願いをしたいというのは、ぜひ担当委員会じゃないほうにも、もう少し詳しい説明をしていただくということはできませんか。ここで一つ一つ細かく質問をすることもいいでしょうが、もう少し深く突っ込んでお尋ねをしたい分もあると思うんですよね。やっぱり3分の1といったらみんなびっくりしますよね、高ければいいわけじゃないですが。だから、本当にどうなのかというのが、内容的なものも含めて私たちはもっと知っておかんと、本当に驚くように皆さんから聞かれますので、その辺についてやっていただけるのかどうかお尋ねをしたいです。していただかんといかんと思いますがね。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

落札結果とかなんとかは、これはもう当然、先ほど谷口議員の質問がありましたように、 私が中西議員のときに言ったのは、結局、契約の過程ですね、うちの職員が公表しないと言ったのを公表してしまっていたとか、そういうのについて質問されようとしたから私は、それは一般質問で中西議員はされたでしょうと。そういうことは、この議案審議とはまた別でしょうということを言っておりまして、当然そういうことは質問されて結構だと思いますよ。 それからもう1つは、基本的には私たちは全協でお願いしますということが、まず説明させてくださいということが我々のほうからありますね。それから、通例として委員協議会なりで説明させてくださいと、委員協議会でいいというふうなことで今まで通例でなってきていると思うんです。それ以外のことについて、今申されたようなことがあれば申し出ていただければ、当然これはもういつでも説明をしますので、何でんかんでん全体にというわけにもいきませんので、そのあたりはどんどんきめ細かく要求をしてもらっていいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

いろんな問題が起きたとか起きなかったとかの問題はないですよ。ただ、今のような情勢の中ですから、余計その辺が明らかになるべきだと思うんですよね。だから、やっぱりいろんなことを抜きにして、例えば質問の出たときにも、先ほどもいろいろ言い合いがあっておりましたが、そういうことにかかわりなく、やっぱり大っぴらに答弁をしていただくということですね。それと、やっぱり私たちも3分の1でよかったということになればいいじゃないかだけでは済まない。じゃ、今ままではどうだったのだろうかと。これからは今までと比べてどういう仕事がされていくのか、どういう事態になっていくのか、安物買いの銭失いなんていう言葉もありますが、そういうことになっちゃいけないわけですので、ぜひそういう形でのもっと突っ込んだ説明をしていただきたいということをお願いして終わりにしたいと

思います。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立多数であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第19号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第2. 議案第19号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補 正予算(第1号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田中商工観光課長。

〇商工観光課長(田中敏男君)

議案第19号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算(第1号) について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目.不動産売払収入につきましては16,427千円を 減額するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

2款1項1目. 一般会計繰入金は、事業費の確定に伴いまして15,930千円を増額するものでございます。

次に、8ページをごらんください。

5款1項1目.谷田工場団地使用料は、497千円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお開きください。

1款1項1目.工業用地取得造成分譲費につきましては、財源の組み替えでございます。 次に、10ページをごらんください。

2款1項1目及び2目につきましては、財源の組み替えでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予 算(第1号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〇議長(橋爪 敏君)

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第3. 議案第20号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

議案第20号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正では、決算見込み等により歳入歳出それぞれ51,540千円を減額いたしまして、 補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4,378,043千円といたしております。

また、款項の区分ごとの金額につきましては、次の2ページから5ページの第1表にそれ ぞれお示しをいたしておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

補正の内容については、説明書で御説明を申し上げますので、8ページをお開き願いたい

と思います。

歳入のほうから申し上げます。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分の現年度課税分を主なものといたしまして45,850千円の減額。

また、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、これも同じく医療給付費との現年課税分を主なものとして33,000千円の増額をし、一般、退職を合わせた保険税全体では12,850千円の減額をいたしております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

3款1項の国庫負担金は、療養給付費等負担金の減額などで1目、2目、3目を合わせて26,466千円の減額を行っております。

同じく2項の国庫補助金は、1目の財政調整交付金を20,053千円減額し、2目の事務費補助金を480千円増額いたしております。

11ページをごらんいただきたいと思います。

4款1項1目の療養給付費交付金は50,577千円の増額、それから、5款1項1目の前期高齢者交付金67,928千円をそれぞれ増額いたしております。

13ページをごらんいただきたいと思います。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金を723千円減額し、2目の特定健診等負担金を321千円増額いたしております。

同じく2項1目の財政調整交付金は、1種、2種交付金を合わせまして45,759千円を減額 いたしております。

15ページをごらんいただきたいと思います。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金は3,761千円の増額、2目の保険財政共同安定 化事業交付金は45,732千円の減額をいたしております。

9款2項1目の一般会計繰入金は、国民健康保険財政支援対策繰入金など14,159千円の減額といたしております。

17ページをごらんいただきたいと思います。

11款2項1目の預金利子を49千円、3項1目の特定健診等受託料を8,815千円及び19ページの4項6目の雑入を1千円、それぞれ減額をいたしております。

次に、歳出について申し上げます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項の総務管理費は、1目の一般管理費で3節の職員手当など3,245千円を増額し、 2目の連合会負担金を348千円減額いたしております。

21ページをごらんいただきたいと思います。

2項の運営協議会費は、国保運営協議会委員会報酬を205千円減額し、3項. 徴税費は一

般会計への繰出金を12千円増額いたしております。

23ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項の療養諸費は、退職被保険者等療養給付費など2目、3目、4目を合わせて1,644千円の増額をいたしております。

なお、1目の一般被保険者療養給付費は、財源の組み替えでございます。

次に、2項の高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費、合わせまして 28,607千円の増額を行っております。

25ページをごらんいただきたいと思います。

3款1項の後期高齢者支援金等は、1目の支援金、2目の事務費拠出金、合わせまして 36,779千円の増額を行っております。

4款1項の前期高齢者納付金等は、2目の事務費拠出金26千円を減額いたしております。 27ページをごらんいただきたいと思います。

5款1項の老人保健拠出金は、拠出額の確定に伴い34,842千円減額いたしております。

また、6款1項の介護納付金も、納付額の確定に伴い17,077千円を減額いたしております。 次に、29ページをごらんいただきたいと思います。

7款1項の共同事業拠出金は、1目、2目を合わせまして56,483千円を減額いたしております。

8款1項の特定健診等事業費は、委託料などで10,482千円を減額いたしております。

31ページをごらんいただきたいと思います。

8款2項の保健事業費は、はり、きゅう施術助成費など、1目、2目、3目を合わせまして2,364千円を減額いたしております。

32ページから39ページの給与明細費につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、説明を終わりますけれども、よろしく御審議を賜りますようにお願いをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

1点だけお尋ねをしたいと思いますが、実は国保税との絡みで資格証明書、それから短期保険証の問題ですが、今議会では雇用の問題に絡んで私もいろいろと市民の生活の実態を申し上げてきましたけれども、今、国保税が払えなくて資格証明書ないし短期保険証の発行はどれぐらいになっているでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

お答えします。

1月末の数値でございます。

全体の被保険者の世帯数が1月末で4,877戸となっております。それに対して、資格者証を発行している分が74戸、1カ月の短期被保険者証が248戸、それから、3カ月の短期保険証が116戸、6カ月が53戸というふうになっております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

今おっしゃったように、依然として国保証の資格証明書及び短期の発行が多いわけですが、 このような今の状況の中で、やっぱり払えないというような人たちも出てきていますが、そ ういう相談というのが直接、今目立つというのはありますか、そういう相談事業というのは 目立っていますか。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

お答えをいたしたいと思います。

国保税については税務課のほうで担当いたしておりますので、その交付書に合わせまして納税をお願いしているわけでございます。この交付書の発行とあわせまして、幾らかでも納税をお願いしますということでお話をさせてもらっております。短期は、1カ月、3カ月があるわけですけど、それぞれ税務課に来てお話をしてもらっております。それで、家庭の事情、いろいろな状況をお聞きしながら、納税をお願いしますということでお話をさせてもらっております。これがふえていけば当然相談もふえてくるというふうなことになりますので、私たちはこの短期証交付、納税のよりどころというふうな形でさせてもらっております。

以上です。

○議長(橋爪 敏君)14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

この前、一般質問の中で申しましたけれども、どうしてもやれない、しかし、なかなか市 役所に足を運べないというのもありますので、例えば、市報なんかででも、そういう方は御 相談くださいというのは、今相談会をしなさいということも言っていますが、そういう中で も対応できる問題だと思いますので、ぜひそういう形での取り組みをやっていただきたいと 思います。あとはいいですが、もう本当にいけない。

それから、もちろん行政としては取るのが大事ですから、その立場で1カ月でも幾らでも ということでおっしゃると思いますが、ある方が行ったら「そんだけぐらいじゃどがんしよ んなかばい」と言われたというような、そういう実態もあっておりますので、やっぱりそこ まで行くという人は、すごい勇気を持って行っていらっしゃるんですよね。一言一言の言葉で、次にまた相談に行きたい、何かしようといっても足を運べないというような、そういう実態も出てくるんですよ。職員の方たちは熱心な余りに、やっぱり少しでも多く取らんといかんということもあると思いますが、今の実態をよく把握していただいて、いらした方たちがどういう状況なのかというのをよく見てからやっていただきたいと思います。ぜひお願いします。

それとやっぱり、まだ国としても資格証明書とか短期の発行をやめるとは言いませんけど、 鹿島市としては、自治体によっては既にやめている自治体も県内でもたくさんあるわけです ので、ぜひそういう形でお願いをしたいと思います。

最後ですが、訂正をさせてください。

きのう私は子供たちの国保証の発行の中で、共産党の小泉晃参議員と言いましたが、小池 晃参議員で、きのう、後うちでビデオを見ておりましたら、どこの議員やろうかというよう なことを自分で申し上げておりましたが、この場をかりて訂正をさせてください。

〇議長(橋爪 敏君)

武藤税務課長。

〇税務課長 (武藤竹美君)

国保税の納税指導について、ちょっとお答えをさせていただきます。

国保税の滞納者につきましては、3カ月ないし4カ月に1回、それぞれ滞納者に対して通知を差し上げて納税相談会をやっております。それで、どうしても出てこられない場合は電話等で相談を受け付けて対応をやっております。私たちはできるだけ納税者とお話をしたいというふうに考えておりますので、そういう相談会を設けながら対応をやっております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第20号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。 ここで10分程度休憩します。午後2時10分から再開をいたします。

午後2時 休憩午後2時9分 再開

〇議長(橋爪 敏君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第21号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第4. 議案第21号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第3号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

議案第21号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第3号)について御説明を申 し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正では、決算見込みにより、歳入歳出それぞれ130,716千円を減額し、補正後の 予算額を歳入歳出それぞれ442,651千円といたしております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の2ページ、3ページの第1表に歳入歳出それぞれお示しをいたしておりますとおりでございます。

補正の内容につきましては、説明書で御説明を申し上げますので、6ページをごらんいた だきたいと思います。

歳入から申し上げます。

1款1項1目の医療費交付金は、診療費の減に伴い、67,141千円を減額いたしております。 7ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項の国庫負担金は医療費負担金42,158千円を減額、また、3款1項の県負担金は診療費に係る県負担金10,540千円を減額いたしております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

4款1項の一般会計繰入金は診療費及び事務費に係る繰入金11,052千円を減額し、また、 6款3項の雑入は第三者納付金76千円、返納金99千円をそれぞれ増額いたしております。

次に、歳出について申し上げます。11ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項の総務管理費は電算処理手数料等の一般管理費514千円を減額、また、第1項の 医療諸費につきましては診療費等の医療給付費130,202千円を減額いたしております。

以上で説明を終わりますけれども、よろしく御審議を賜りますようにお願いをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第21号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計補正予算(第3号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(橋爪 敏君)

着席ください。起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第22号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第5. 議案第22号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

〇保険健康課長(岩田輝寛君)

議案第22号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正では、決算見込みにより、歳入歳出それぞれ47,573千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ332,300千円といたしております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の2ページ、3ページの第1表にそれぞれお示しをいたしておるとおりでございます。

補正の内容につきましては、説明書で御説明を申し上げますので、6ページをお開き願い たいと思います。

歳入から申し上げます。

1款1項の後期高齢者医療保険料は、軽減措置の拡大等によりまして、特別徴収分、普通 徴収分、合わせまして43,693千円を減額いたしております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項の手数料は督促手数料20千円を減額、また、3款1項の一般会計繰入金は事務費

繰入金、保険基盤安定繰入金、合わせまして4,427千円を減額いたしております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

5款4項の雑入は567千円の増額を行っております。

次に、歳出について申し上げます。10ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項の総務管理費は職員の人件費1,601千円を減額いたしております。

11ページをごらんいただきたいと思います。

2項の徴収費は役務費など540千円を増額いたしております。

また、2款1項の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては保険料等の納付金46,512 千円を減額いたしております。

13ページから16ページの給与の明細書につきましては、説明を省略させていただきます。 以上、説明を終わりますけれども、よろしく御審議を賜りますようにお願いをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第22号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

着席ください。起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第23号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第6. 議案第23号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川総務課長。

〇総務課長(中川 宏君)

議案第23号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)について御説明いた します。

別冊の補正予算書をごらんください。

1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,751千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,934,532千円といたすものでございます。

内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第23号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計補正予算(第1号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

着席ください。起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第24号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第7. 議案第24号 平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡水道課長。

〇水道課長(福岡俊剛君)

議案第24号 平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開きください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額に、収入では第1款第1項. 営業収益を10,962千円減額し、補正後の額を558,786千円に、支出では第1款第1項. 営業外費用を522千円減額し、補正後の額を532,089千円とするものでございます。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の予定額に、収入では第1款第2項. 他会計負担金を250千円減額し、 補正後の額を488,349千円に、支出では第1款第1項. 建設改良費を250千円減額し、補正後 の額を992,852千円といたすものでございます。

6ページから7ページをお開きください。

平成20年度鹿島市水道事業予定損益計算書について御説明を申し上げます。

今回の補正により、平成20年度の純益は、7ページの下から3行目に記載しておりますとおり、23,238千円となる予定でございます。

補正の詳細につきましては、11ページ以降の説明資料で御説明を申し上げます。

11ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入につきましては、給水収益の10,962千円の減額でございます。 主な原因としては、人口の減少、節水機器の普及、制水意識の向上等ではないかと思っております。

収益的収入及び支出の支出につきましては、営業収益の減収に伴い、消費税の522千円の 減額でございます。

12ページをごらんください。

資本的収入及び支出につきましては、重伝建築消火栓設置工事の事業費の確定に伴い、収入及び支出をそれぞれ250千円減額いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第24号 平成20年度鹿島市水道事業会計補正予算(第2号)については、 これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

着席ください。起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第25号

〇議長(橋爪 敏君)

次に、日程第8. 議案第25号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)についての 審議に入ります。 当局の説明を求めます。打上財政課長。

〇財政課長(打上俊雄君)

それでは、議案第25号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)につきまして御説明をいたします。

お手元の補正予算書及び議案説明資料その2により御説明をいたします。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、国の2次補正に対応し、本市が実施をする事業及び有明海のノリ養殖赤潮被害の補助金に要する経費を計上いたしており、予算の総額に769,503千円を追加し、補正後の総額を12,804,184千円といたすものでございます。

あわせて繰越明許費の補正を行うものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから4ページ目は、今回の補正の科目別内訳と集計表でございます。

5ページをお開きください。

5ページから6ページ目は、繰越明許費の補正でございます。16件で785,160千円の繰越明許費の追加をお願いいたします。ここの16件のうち15件は定額給付金交付事業など国の2次補正に係る本市の事業を21年度に繰り越して実施するものでございますが、5ページ末尾の道路維持用ダンプ購入事業4,305千円につきましては、納品が年度内にできない可能性がありますので、繰越明許費として計上をお願いするものでございます。

7ページをお開きください。

7ページから8ページ目は、今回の補正の事項別明細書の集計表でございます。

9ページをお開きください。

これより今回の補正の内容を御説明いたします。

まず、歳入でございます。

分担金、農林水産業費分担金として、飯田漁港(箱崎地区)物揚場嵩上工事負担金として 6,000千円を計上いたしております。

10ページをお開きください。

10ページは国庫補助金でございます。

まず、中ほどの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、道の駅「鹿島」整備事業に充当する農林水産省の補助金でございます。そのほかの子育ての応援特別手当交付金20,124千円、定額給付金給付事業費補助金497,512千円、地域活性化生活対策臨時交付金195,992千円につきましては、国の2次補正による予算措置でございます。

11ページをごらんください。

11ページより歳出の説明をいたします。

歳出につきましては、別冊の議案資料により説明をいたします。

それでは、議案説書資料の1ページ目をお開きください。

1ページから3ページでは、今回の補正の増減比較表でございます。参考までにごらんください。

4ページをお開きください。

4ページより、今回の補正の主な事業につきまして、概要を記載しております。

まず、定額給付金交付事業は497,512千円を計上いたしております。

次に、地域活性化生活対策臨時交付金事業は301,135千円を計上いたしております。

次に、子育て応援特別手当支給事業につきましては20,124千円を計上いたしております。

次に、海苔養殖赤潮被害緊急対策事業4,500千円につきましては、有明海のノリ養殖に赤 潮被害が発生しておりますので、その資材の一部を助成する予算でございます。

予備費を53,768千円減額し、一般財源としての調整を行っております。

5ページをごらんください。

5ページは、これまでの国の動きと鹿島市の対応について、主なものにつきまして日付を 追ってまとめた資料でございます。

主なところを御説明いたしますと、10月16日に国の補正(第1号)が成立しております。 そして、国の第2次補正は、年が変わりまして1月27日に補正予算の2次補正が成立をいた しておりますが、財源を確保いたします関連議案が成立をしなかったという、そういう状況 で3月4日に国の2次補正にかかわる関連法案が成立し、鹿島市における本補正予算の提案 に至ったという、そういう状況でございます。

6ページをお開きください。

6ページは、国の1次補正と2次補正の鹿島市の対応の全体像を示した表でございます。この中で、ナンバー打っております、ナンバー1につきましては、昨日の補正予算で可決をいただいたところでございます。その後のナンバー2以降につきまして、本補正予算でお願いをしているところでございます。ナンバー6ですが、平成20年度の予算計上分としては、事業費ベースで902,741千円という総事業費になっております。明日以降、本会議の会期中におきまして、平成21年度の一般会計補正予算(第1号)で、そこにナンバー8に書いております2次補正の④緊急雇用対策につきまして、総額91,670千円を後ほどの予算で計上をお願いいたすところでございます。

そういったわけでナンバー12の合計欄をごらんいただきますと、平成21年度までに本市が 実施をいたします国の補正予算にかかわる緊急対策事業の総額は994,411千円ということに なります。

7ページ目は、今までの事業の概要をできるだけ詳しく説明している資料でございます。 これにつきましては、昨日の補正予算の折でも御説明をいたしましたので、ここでは省略を いたします。 8ページをお開きください。

8ページ目は、今回の補正予算で計上しております地域活性化・生活対策臨時交付金事業の鹿島市が行います事業の一覧表でございます。交付金総額は、一番上に書いております、195,992千円でございます。この事業をどういった事業に充てるかにつきまして、御説明をいたします。

まず、ふるさと創生基金積立の58,000千円。これは臨時交付金の30%を上限に、実際の事業に充てなくて来年度に繰り越していいという、そういう制度がございますので、鹿島市の場合は総額で58,000千円、臨時交付金で35,700千円を一応ふるさと創生基金へ積み立て、来年度、平成21年度の事業で実施をするという、そういう計画でございます。

続きまして、消防防災施設整備事業に15,000千円、消防団員服装等整備事業に1,840千円、 災害対策用備蓄整備事業に2,920千円、今篭排水機場整備事業に5,000千円、飯田漁港施設改 良事業に20,000千円、プレミアム商品券発行事業に10,000千円、道の駅「鹿島」整備事業に 86,375千円、観光サイン整備事業に30,000千円、観光客誘致対策事業に3,000千円、側溝整 備事業に9,000千円、単独市道整備事業に43,000千円、交通安全施設整備事業に7,000千円、 七浦海浜スポーツ公園体育館整備事業に10,000千円というふうに計上いたしております。

事業費の総額は301,135千円でございます。財源の内訳として、国の交付金245,867千円、この中には本日の提案しております臨時交付金の195,992千円と農山漁村活性化プロジェクト交付金49,875千円を含んでおります。その他の財源として、飯田漁港の施設改良事業に地元分担として基金として6,000千円、一般財源として49,268千円で財源の内訳としております。

9ページ以降は、今回の補正では提出をしておりませんが、明日以降、平成21年度鹿島市 一般会計補正予算(第1号)で提案をいたす予定にしております緊急雇用対策事業の一覧表 でございます。

10ページ目をお開きいただき、総合計の欄をごらんいただきますと、平成21年度から23年度までで268,554千円で213人の雇用を行い、21年度につきましては、右から3つ目の欄です、91,670千円を計上して緊急雇用対策を行うという、そういった資料でございます。

11ページ目は、繰越事業の繰越明許費繰越計算書の繰り越しの理由及び財源の内訳についての資料でございます。先ほど申しましたように、11ページ目の下から2行目の道路維持用ダンプ購入事業4,305千円を除き、国の2次補正による緊急対策事業を21年度に繰り越して実施をするものでございます。

12ページ目は、その総額等を掲載しておりますので、ごらんください。

以上で議案第25号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)について御説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

質疑に入ります。2番松尾勝利君。

〇2番(松尾勝利君)

質問をいたします。

今回の補正で地域活性化・生活対策臨時交付金対策事業が14上げられております。先ほど 谷口議員の質問の答弁の中に申し上げられたとおり、入札について御質問いたします。

市長は、今回のこの交付金事業、地元に発注できるものを優先的にやるということで、さきの補正の中でも申し上げられておられましたが、今回、この事業、ハード事業がこの事業の中にかなり入っております。そういうことで、今、鹿島の建設業界も非常に大変な状況にあるということは私たちも認識しておりますし、この事業で少しでも鹿島の地域の活性化につながることを期待いたしております。

そういう中で、県のほうは、先ほどの説明の中にもありましたように、低入札調査価格、 実質的な最低制限価格を5%引き上げて85から90にすると。それから、佐賀市のほうも85% の設定の考えを持っているというような、他の市町村も少し動きがあるように思いますが、 先ほどの竹下課長の中で、鹿島市も最低制限価格は設けることができるということであるが、 今のところはやっていないということでありますが、この事業が経済対策ということで、建 設業界がなるべく景気の上向きに役立つような事業だと思いますので、この事業に限ってと いうような表現はちょっと好ましくないと思いますが、そういうふうなことで、この最低制 限価格を鹿島市でもこの事業について設けられるようなことを考えておられるのか、まず、 質問いたします。

〇議長(橋爪 敏君)

出村副市長。

〇副市長(出村素明君)

今回の緊急対策事業に対して、入札に際して最低制限価格制度を設けるかというようなことですが、最低制限価格制度については、先ほど企画課長が申し上げましたとおり、制度的には、当市の場合、財務規則の中で明記をいたしております。ただし、今日まではこの制度を運用上取り入れたことはございません。その主な要因としましては、うちは基本的には入札につきましては、指名競争入札制度をとっております。その指名競争入札制度の中で、国の見解もそうですけれども、指名競争入札においてはその審査会の中で資産、あるいは信用、能力というのを十分勘案して、入札者を選定するということにしておりますので、改めて最低制限価格を設けないでも、十分その工事は完成できるという基本のもとに今までは発注をいたしております。

先ほども申し上げましたように、今後どうするかという課題はありますが、言われます今 回の緊急制度に対してどうかということですが、現時点ではそのことについても設けること は考えておりません。

〇議長(橋爪 敏君)

2番松尾勝利君。

〇2番(松尾勝利君)

先ほどの公共下水道の入札もかなり低価格で入札されたということで、今回、この景気対策に対する事業で指名競争入札の場合、そういうことが考えられはしないかと、せっかくの景気対策が実質的にはあんまり役に立たなかったということにならないように、その指名競争入札について厳格なやり方をお願いしたいと思います。

ここに上がっております項目について、先ほどの昨日の話の中で市長は、地元に発注できるものを優先的にやると、地元でやっていくというお考えですが、今回のこれらの事業について、そのことについては気持ちは同じであられるのか、お伺いいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

正確な表現で言いますと、どの事業をこれでやるかと、それぞれここに掲げてある事業は、 鹿島市の実施計画に全部入っている事業です。それを抽出して、この事業でやるか、一般の 来年度予算でやるかという仕分けをしたということですね。特にこの事業については、基準 をどういうふうにこの事業でする、もちろん政府事態のいろんなこの事業とか、あの事業と かということもあるでしょうが、鹿島市としての基準は、やはり景気対策ということで地元 の業者に発注できるもの、例えば、事業については地元にはその業者おらんと、よそとか、 大手しかおらんという、やっぱりこれは事業あるんです、事業の種類によってですね。そう いうのは一応この項には入れないで、地元に発注できる種類のものを入れようと、こういう ことです。それで、そういう基準で選びました。したがいまして、これは地元に発注する、 できるというのがほとんどだと思います。地元だけの業者で指名の中に入って成り立つとい うことがほとんどだと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

2番松尾勝利君。

〇2番(松尾勝利君)

そういうことで地元の業者の潤うような入札制度にしていただきたいというふうに思います。

それから、ふるさと雇用再生特別交付金事業、緊急雇用創出事業交付金事業で、雇用を3年間で213人ですか、するようになっております。その中の事業で、これも従来、鹿島市の一般会計の中で雇用をしていたようなこの中の事業があるのか、お伺いいたします。(「来年度予算」と呼ぶ者あり)来年度予算になりますね。済みませんでした。このことは来年度予算ということですので、要望として、なるべく広い人材の雇用、それから、この事業でで

きることは継続していってもらうような事業にしてもらいたいということの希望を申し上げ て、私の質問を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番(水頭喜弘君)

9番水頭でございます。私からは定額給付金についてお伺いをしていきたいと思います。 昨日、この流れについてはずっとるる説明を数名の議員の質問に対していろいろ答弁いた だきましたので、僕からは、一日でもやっぱり、きのうの答弁では、早くても4月23日以降 ぐらいには給付ができるんじゃないかと、手渡しできるんじゃないかという、そういう答弁 じゃなかったかと思います。一日でも早くこれが実現できるようにお願いしたいと思います。 青森県の西目屋村ですか、あの村長さんが直接給付金を渡されたというのがテレビ等で放映 されていましたので、ぜひその点はよろしくお願い申し上げます。

そこで、ここの15ページにも書いてあるとおり、プレミアム商品券についていろいろと項目が上がっていますけど、このプレミアム商品券についての説明をお願いします。

〇議長(橋爪 敏君)

田中商工観光課長。

〇商工観光課長 (田中敏男君)

プレミアム商品券発行事業の御質問ですので、御説明をいたしたいと思います。

内容等がまだ決定していない部分もありますけれども、今現在でお伝えできる範囲で御説 明をいたしたいと思います。

目的でございますけれども、定額給付金の交付に伴いまして、地元の消費の促進、それから、地域経済の活性化を図るというのが目的でございます。

事業概要ですけれども、額面総額110,000千円、このうちプレミアム部分が10,000千円でございます。この商品券を発行する予定でございます。プレミアム部分の10,000千円につきましては、市が事業主体へ補助金として支出をすることとしております。

具体的事業内容でございますけれども、事業主体は鹿島商工会議所にお願いをする予定で ございます。発行額につきましては、今、事業の概要で申し上げましたように、110,000千 円でございます。

その商品券の概要でございますけれども、千円券11枚を1つのセット、1セットにしまして、1セット11千円分を10千円で販売する計画でございます。

この商品券の購入条件でございますけれども、市内に居住をしてある方に限って販売をいたします。 (253ページで訂正) そして、これもちょっと今議論をしているところですが、市としてはなるべく多くの人が利用していただくために、1人につき5セットを限度ということで今検討をしていただいているところでございます。

この販売期間ですけれども、今の計画では、平成21年の4月から8月末までの約5カ月間 を予定いたしております。

プレミアム商品券の取り扱いの範囲、お店ですね、取扱店の範囲でございますけれども、 基本的には市内の全業種を対象とするということで検討をしていただいております。そして、 この事業に参加するお店等は商工会議所に参加店として登録をしていただいて、その登録し ていただいた事業所が取り扱いができるということになります。

それから、使用された商品券の換金期間でございますけれども、事業開始の平成21年4月から、これは一月延ばしまして9月末までとしております。

それから、換金場所につきましては、鹿島商工会議所に限って、これお金の関係がございますので、いろんな場所でしますと、いろんな問題が出てきますので、商工会議所に限って、しかも、毎週何曜日かということで決めてやりたいということで今計画をされておられるようでございます。

それから、商品券の販売場所につきましては、購入をしていただく方がお求めやすように、 鹿島商工会議所を初め各地区でも購入できるように、今これも検討をしてもらっております。 以上でプレミアム商品券関係の説明を終わらせていただきますけれども、先ほどから申し 上げておりますが、現時点では幾つかまだ決定されていない部分がございます。なるべく早 い時期に決定をしていただいて、実施する段階ではチラシ等で内容を詳しくお知らせをする ということでございます。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番(水頭喜弘君)

詳しい説明をいただきました。

それで、今、加盟店、取り扱いの参加店ですか、登録ということで言われましたけれども、 市内の全商店と、そういう表現をされたんじゃないかと思うんですけれども、この加盟店は 無条件に参加されるわけですか、その点よろしくお願いします。

〇議長(橋爪 敏君)

田中商工観光課長。

〇商工観光課長 (田中敏男君)

今の御質問に答える前に、ちょっと訂正をさせてください。

私、プレミアム商品券を販売するのは市民の方に限ってということで言ったと思いますが、これはまだ最終決定ではございませんので、この点については訂正をお願いしたいと思います。場合によっては、例えば、市内にお勤めの方とか、そういった部分も、販売の状況ではあるかもわかりません。訂正をさせてください。

それから、販売店の御質問の加入条件ということでございますけれども、これも若干今ちょっと細かいところを詰めていただいているところがございますけれども、原則すべてと、 条件は特にないと、希望されるお店は加盟店としてできるということでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

山本産業部長。

〇産業部長(山本克樹君)

今、まず、訂正したことなんです。ちょっと頭かしげておられましたので、市外の人が鹿島で買っていただくほうがいいだろうという意見もありますんでですね。ただやはり市民の人に優遇したほうがまず第一義的だろうというところで、ちょっと今議論中でございますから、最終的には市外の方にもその券は買っていただいてもいいと。ただし、使っていただくのは鹿島市内だけですよと、そういう形になるかもわかりませんけど、その辺が流動的だということで訂正申し上げました。

それから、各参加店の参加条件、これ今、大枠を申し上げましたけど、あと、じゃ、手数料とかなんとか要るのかということだと思います。これは当初の案で考えとったのは、いわゆるプレミアム分10,000千円ちょっとプラスになりますから、そして、その2%、いわゆる2,000千円ぐらいが、その商品券を印刷したり、それから、PRをしたり、いろんな諸経費が要ると思うんですね。その額が2,000千円ぐらいかかるだろうと。さっき2%と私言いましたのでちょっとわかりにくかったと思います。経費が約2,000千円ぐらい、この事業に関してはかかるだろうと。それが大体全体の2%ぐらいだということを見て、各商店からは、お客さんが券を持って買いに来られますから、その券を換金するとき、商工会議所か行って、現金になすときに、その経費の2%分をいただきたいというのが、おわかりでしょうか。(「いや、わかるですよ」と呼ぶ者あり)済みません、説明があんまり上手じゃないものですから。そういうふうにして2%というふうに決めとったんですけれども、しかし、できるだけ商店の負担を少なくしたいということで、これも実は流動的なんです。1%にしたらどうかとか、全部商工会議所が払うかとか、いろんな意見出てきていますから。ただし、2%までには行かないだろうと、できるだけ我々も抑えてくれとお願いをしていますから、そういう形で間もなくきちんと決定すると思います。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番(水頭喜弘君)

山本部長のお話はしっかり聞いています。

今、2%という話がありました、2,000千円ですね。せっかくやられて、加盟店、要するに例えば、今話された逆のことも考えられるわけですよ。鹿島市に勤めておられる方がやっぱり鹿島の商品券を買って鹿島市で消費したいという面もあるし、逆に、そう言えば、今度

は鹿島市の人が武雄のほうの商品を、例えば、今、御存じですけれども、これから話をするんですけれども、その1割ですよね、鹿島は。たしか武雄はもう少し上乗せをしているんじゃないかと思うんですけど、ちょっとこれわからんですけど、上乗せするんじゃないかと思います。話によっては15%という話も聞いていますけれども。そういうふうにして、逆のあれもあるわけですよ。だから、そういうこともやっぱり考えなければいけないと思います。

そして、せっかく地域経済活性化ですよ。地元がこのチャンスですよ。 4億九千何百万のですよ。例えば、半分落ちたとします。250,000千円ですよ。これが鹿島市で消費されたら、相当の経済効果が出てくるんじゃなかですか。だから、その点も考えれば、こういう、じゃ、2,000千円取りますよとか、じゃ、一応この辺で少し1割にしましょうとか、そういうふうじゃなく、商店の人もやっぱりここで買っていただいて、商店の人もしっかりこの中で利益を上げていただくと。そして、これで活性化していくと。そういうものをやっぱり考えるべきじゃなかかと思うわけですよ。そういうとは今から議論される余地があるんですけれども、と思います。なるだけならと言うか、もう本当なら、参加店の人は無条件にだれでも参加できて、そういうものは2%は要求しないとか、そういうものも考えていただきたいと思うんですけど、どうしてもという場合には、若干制限もつくんじゃないかと思うんですけど、僕としては、こういうものにはつけなくて、やっぱりだれでも無条件に参加される状況につくって、環境整備をしていただきたいと思いますけど、その点、再度答弁をお願いします。

〇議長(橋爪 敏君)

田中商工観光課長。

〇商工観光課長(田中敏男君)

今の件は参加店の負担のことをおっしゃっていたと思います。私どもも当初の計画が、先ほど部長が申し上げましたように2%ということで、いわゆる換金手数料なんですが、言われていたものですから、その後、商工会議所のほうに負担が重いんじゃないかということで、なるべく商店のほうの負担を軽くしていただくようにということでお願いをしております。そこら辺が、今、部長が申し上げましたように、まだちょっと若干決定じゃなくて、2%よりは軽減はしていただくようなこともちょっと聞いております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番 (水頭喜弘君)

それはわかるですよ。でも、要するに、結局、はっきり言えば、2,000千円出せということでしょう。要するに、そうじゃなく、結局、これを商工会議所というか、鹿島市が負担されないかっていうことを僕は言いよるわけですよ。その点、もう一回答弁ください。

〇議長(橋爪 敏君)

山本産業部長。

〇産業部長(山本克樹君)

すべて行政、国からの来たお金と、行政、市のほうで全部負担をして、そして、この制度 に取り組むべきじゃないかとおっしゃっていると思います。

今、いろんな新聞見とったら、商店側がお客さんをいかに寄せるかという工夫をされているんです。例えば、1等賞品、50千円の云々とか、こういった形、自分たち、自前で考案されて、そういったところもありますし、やはりそういったところはそういったところで今後また出てくるかもわかりません。だから、自由登録というのもやはり一部これ必要だと思うんですね。そうしないと、券は発行したわ、だれじゃい来てくんしゃっじゃろうという話にはなかなかならないと思いますし、その辺の御努力もまた必要だろうと思います。

さっきの御質問ですけれども、少なくとも二百数十万円経費がかかるから、この制度を利用して売り上げも店としては上がるだろうから、経費の一部を何とか負担をしていただけないかというふうな提案をしたいと、それが1%になるのか、もう少し下がってくるのか、まだわかりません、ゼロになるのかですね。そういったことを検討中だということでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番 (水頭喜弘君)

今からしっかり議論されて、ゼロになるように努力のほうをよろしくお願いいたします。 最後になりますけれども、せっかく今の給付金のあれでは、497,512千円ですか、今回の 補正、上げておられます。これだけのお金を地元の活性化のために本当にしていただくとい うことは、こういうものはやっぱりまたいつこういうような形で来るかわからないんですけ れども、せっかくのチャンスと思うわけですよね。だから、これを本当に活性化のために、 さっき言ったごと、半分でも地元に落ちれば、相当の僕は鹿島市に対しての経済効果はある と思いますけど、市長、最後にお聞きします。

これ市長の最後の言葉だけ聞いて終わりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長(桑原允彦君)

この定額給付金については、私自身もいささかの個人的な考え方もありますが、しかし、 もう決定をしました。そうなれば、できるだけこれを使って、議員おっしゃるように、効果 があるようにするというのが私としての市長としての務めだろうと思っています。

そういう中で、自分がもともと計画していたものをこのお金で買うという、これはプラス

アルファの効果につながりません。今まで計画していなかったプラス分ば使わんぎ、経済効果としてあらわれないわけです。そういうことで言いますと、半分あるのかどうかというのは、ちょっと私もまだわかりませんが、しかし、私自身は、先ほど申し上げましたように、これはもうできるだけ効果があるようにしなければいけないと。市長みずからこのことは実践しなければいけないということで、私自身は今まで計画していないものをできるだけ早く地元の商店街でこのことを消費しようと、こういうふうに思っています。だから、市民の皆さんにもぜひこういう、お互い市内の商店街というのは、我々市民、消費者で、いわば育てていかん部分もありますので、こういうことを市民の皆さんにも、あるいは購買者として御協力を賜ればというふうに思っています。

〇議長(橋爪 敏君)

9番水頭喜弘君。

〇9番(水頭喜弘君)

市長の気持ちを言われたと思います。ありがたいことです。

やっぱり今、市長が言われた中で、プラスアルファして買われる方もおられると思うわけですよ。日ごろできなかったものをこの際、よし来たと思い切ってされる。だから、僕としては、半分でも効果があればと思っていますので、その点も市長もよろしく、また、今の決意を市民の皆さんも聞かれたと思いますので、その点で一生懸命、また、私たちも市長答弁されたとおり、私たちも頑張って、そういうふうに使っていきたいと思いますので、よろしくお願いしまして、この質問終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

まず、1点目ですけれども、昨日の補正予算の審議のときにも申し上げたかったんですが、今回、追加補正の第6号という形で事業を14項目ですね、地域活性化・生活対策臨時交付金対策事業という形で、議案資料説明の8ページですけれども、14項目上げておられます。これについて、基本的なことをお伺いしたいんですが、最初に、事業選択に当たっての基準というのをどのような形でやられたのか、お尋ねをいたします。

〇議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

お答えをいたします。

この基準については、これまでの中でも少し述べてこられましたけれども、まず、うちがつくっております実施計画のほうに上がっているかどうかというのが1つございます。それから、もう1つは、その中でも一般財源の占める割合の大きなもの、それから地元発注、つ

まり地元に受注機会のあるもの、それから積算を含め、時間的に間に合うかどうかというよ うなのが事業の、これを選定してきたところの要因でございます。

実施計画にこの14項目の中でないものは、一番上にあります基金に30%仮計上している分でございます。地域振興費としてした分、1番の分です。それから、7番のプレミアム商品券につきましては、この2次補正とともに出てきた事業でありますし、特に取り組む必要があるということで10,000千円ここに組んでおります。あとの分につきましては、すべて実施計画に上がっている、12月にお配りをしております実施計画を見てもらうと、3カ年計画の中に上がっているものでございます。

それから、きのうの質問の中でありました耐震計画の分、学校あたりは30年まで、10カ年間の計画がございます。これをなるべく前倒ししてという考え方もありましたけれども、耐震計画につきましては、耐震計画出すときの審査の問題とか、補助金の問題、これが設計段階から補助金がもらえるということもありますし、審査通れば、補助の上増しがあるというような問題もありますので、今回は載ってきておりません。

それから、施設改修あたりで、うちで言いますと、エレベーターの改修あたりもあったわけですけれども、これはもう市外の方にもう特定されてきます。業種がですね。こういうのはちょっと今回は後ろに回してというようなことで選定をしております。

こういったことで緊急これをやりますと、先に一般財源のほうで余裕が少し出てきますので、それで今言った学校関係だとか対応が楽になるんじゃないかというふうなことで、今回はこの事業にさせていただきました。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

本日の答弁でもありましたけれども、市長のほうからもできるだけ地元で、地元の活性化という意味で地元中心になるような政策を組まれたということでよろしいわけですか。

(「ごめんなさい」と呼ぶ者あり)再度申し上げますけれども、本日の答弁でもありましたけれども、この14の項目ありますし、きのうの項目もありますけれども、できるだけ地元を最優先にという気持ちの中でこういう政策が出てきたということでよろしいわけですね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

その中で、この14項目の中についてお尋ねをいたします。

まず、1つが、これはちょっと私がよくわからないんで説明をしていただきたいんですが、 先ほど竹下企画課長のほうからもありましたけれども、ふるさと創生基金の積み立てという ことで約30%ということでお話があっていますけれども、この事業内容のところに道の駅整 備事業というのが入っております。項目の8の中に道の駅「鹿島」整備事業という形で、こ ちらも入っております。これはどのように予算的にとらえられるのかを御説明をいただければと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

打上財政課長。

〇財政課長(打上俊雄君)

まず、先ほどちょっと制度的なものを御説明しましたように、195,992千円のうち30%、翌年度へ基金として繰り越すことができるということで、これナンバー1、厳密に言いますと、まだ使途を決めておりません。ここに道の駅整備事業というのを入れておりますが、想定として、ここで言うナンバー8の道の駅整備事業86,375千円は、地元への補助金が主なものでございます。そのほかに、もし、市として周辺整備とか、少額にはなろうかと思いますが、そういった事業もひょっとしたら想定できるのではないかということで、厳密に言えば、道の駅整備事業などの地域活性化に資する事業にこの58,000千円を充てる予定です。ということで、道の駅整備事業には、この58,000千円は全く充てないことも想定はしております。以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

答弁の中で充てないこともあるということでありますけれども、そうすれば、これだけの 事業費のほうがあるわけですから、これについての今後の用意、準備というのは、現時点で 考えられておられるのか、案でもいいと思いますけれども。

○議長(橋爪 敏君)

竹下企画課長。

〇企画課長(竹下 勇君)

この分の予算につきましては、6月の補正の中で事業を確定させていくことになります。 現在、考えているのは、きのうの水頭議員のほうにもお話をいたしましたブロードバンドの 未整備のところがまだございます。きのう、私、もしかしたら勘違いして、この分を答えた んじゃないかと思いますけれども、20年度の事業のほうで鮒越と山浦と竹の木庭と、今3地 区をやっております。これが1次補正でやらせていただいている分でございます。きのう申 し上げました中木庭、大野、矢答、白鳥尾ですか、というのがまだございますので、できま したら、そこら辺に事業費を振り向けていきたいと思っているところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

それでは、次に行きたいと思いますけれども、先ほど水頭議員のほうからも質問ございま

したが、プレミアム商品券の発行でございます。

これについて内容的には質問がされましたので、私が地域の行事とか、総会に行った折に、 市民の方から聞かれることがあるんですけれども、定額給付金とこれを一緒にというか、周 知がきちんとできていないもので、新聞等に掲載がされましたから、こういう商品券が来る のかという話もあるわけですね。地元の区長さんたちからも話がありまして、この辺をきち っと説明してもらわんと、なかなか市民もわかっとらんばいという話がありますので、定額 給付金とこのプレミアム商品券がどういう形であるのかという周知を今後どのように、周知 をしていただきたいと思うんですが、その辺をどのように考えておられるのか、御質問をい たします。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

昨日の質問の中でもお答えいたしましたけど、定額給付金、子育て応援特別手当につきましては、口座へ振り込むということに予定をいたしております。このことにつきましては、4月1日号の市報に掲載をさせていただきたいと思います。申請書を受理後、内容確認後、指定の口座へ振り込みますということで定額給付金、子育て応援特別手当につきましては、そういうことで4月1日号の市報で掲載をするということで、原則、現金を口座に振り込むということでお知らせをしたいというふうに考えております。

〇議長(橋爪 敏君)

田中商工観光課長。

〇商工観光課長 (田中敏男君)

プレミアム商品券関係の広報ということでの分でお答えさせていただきたいと思います。 先ほども水頭議員のほうにも答弁の中で言いましたけれども、決定をぴしっとしたら、皆様にお知らせするために新聞折り込みのチラシを今出すということで計画されています。あ とポスター等でも広報はされる予定ですので、そこら辺もまだぴしっと決まっていませんですけれども、そういう予定をされているということでございます。そういうことでお知らせをさせていただきたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

できるだけ市民の方がわかりやすいように、周知のほうをお願いしたいと思います。

市の予算もこういう形で組んでいるわけですし、これをきちんとできるだけ地元で使ってもらうということをするためには、そういう意味で周知というものが一番大事になってくると思いますので、できるだけわかりやすいような形でお願いをしたいと思います。

もう1点が、交付金対象事業の12項目めですね。単独市道整備事業ということで、総事業費43,000千円。これ道の駅を除けば、一番大きな額でありますけれども、市道新町~世間線ほか道路改良という形になっていますが、事業内容についてもう少し説明をいただきたいと思いますけれども。

〇議長(橋爪 敏君)

平石都市建設課長。

〇都市建設課長(平石和弘君)

ナンバー12の単独市道整備事業、総事業費で43,000千円の概要と、内容ということでのお 尋ねであります。

現在計画をいたしておりますのは、単独市道整備事業ということで、局部改良で1件、それから、離合帯で3路線を予定いたしております。合計の市道の4路線ということで考えております。

あとその中で局部改良が1件ですね、それから、離合帯が3件、それぞれこれまでも実施計画に乗せておいたものを計画年次で順次やっておるわけですけれども、今回につきましても、特に経済対策ということで地元発注できるものという前提で、しかも、年度内に21年度中に必ず工事が完了するものということで現在4路線を計画いたしております。

以上でございます。(発言する者あり)

それでは、局部改良の具体的な路線ですけれども、市道の新町〜世間線でございます。こ れは内容といたしましては、JRの犬王袋の踏切拡幅、これを今回の事業で取り組むことと いたしております。これ少し経過を説明申し上げますけれども、平成13年に大字重ノ木の4 区、それから、中牟田区、5つの区から犬王袋の踏切改修の要望書が提出をされておりまし た。その後、これを受けまして、具体的に平成16年から約1カ年かけましてJRとの協議を 行っております。その協議によりまして、線形の改良、踏切の拡幅並びの前後の市道の拡幅、 そういったことについてJRとの計画、協議ができまして、その後、平成17年から19年、こ れ約2カ年ですけれども、地権者の方、それから、地元関係者の方々と協議を行っておりま す。最終的に地権者の方との交渉が難航をいたしまして、この事業につきましては、これま で長期化をいたしておりました。このことにつきまして、再度、昨年の夏、大字重ノ木の4 区から区長さんがお見えいただきました。このことについてぜひ実現をしたいと、拡幅をお 願いしたいということで夏場に来られまして、再度、年内、12月にまた来られまして、最終 的に市といたしましても、この路線につきましては懸案の工事でございました。市といたし ましても、生活のためのこれはもう重要な路線だということで位置づけをいたしておりまし て、市長のほうから市長が直接JRに対して要望に行くと、地元の要望を伝えて、拡幅がで きないのかどうか要望に行くということでありましたので、このことにつきまして、JR佐 賀鉄道部に対して申し入れを行ったところであります。そうしますと、JRといたしまして

は、現道の拡幅、前後の現道の拡幅、JRの計画案といたしましては、前後の線形の改良、 用地を前後とも約250平米ずつ程度をどうしても御相談をしなければならない状況でござい ましたけれども、今回のことにつきましては、それを白紙に戻して、前後の拡幅、直壁の工 法でできないかということで申し入れを市長のほうが行くということで日程を御相談いたし ましたところ、JRといたしましては九州本部のほうと連絡をとられ、踏切前後の市道に改 良を合わせた踏切の拡幅は可能ということで、立ち往生がないように安全確保ができれば施 工可能ということで協議を正式に行うことができるということになったものでございます。 このことにつきましては、懸案ということで、当時から財政的な状況もございましたので、 これまでできなかったことが、今回ちょうどこの第2次補正の国からのどうするかというこ とで、市としてメニューのほうも検討に入ったところ、ちょうどはまり込みまして、地元の 要望にこたえるべく、このことに載せております。

それと、あとは離合帯につきましては、これも数路線、たくさんあるわけですけれども、 今回は予定といたしましては、3路線を七浦地区、それから、古枝地区になりますけれども、 3路線をこれでやりたいということで計画をいたしております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

先ほどの答弁いただきまして、もう1つだけ質問させていただきたいと思いますけれども、JRの踏切という形になりますので、恐らく経費というのが結構かかると思うんです。大体どのくらい、本来はこの4路線すべてをお聞きしたいんですが、大体どのくらいの予算がかかるのかというのをお尋ねします。

〇議長(橋爪 敏君)

平石都市建設課長。

〇都市建設課長(平石和弘君)

工事の概算ですけれども、道路の前後の拡幅の分で30,000千円ということで予定をいたしております。

それと、JRの踏切の分でございます。これはJRのほうで工事の、市のほうからしますと、委託ということになりますですかね、負担金委託ということになると思いますけれども、その分につきまして、現在、JRからお聞きしておりますのは、約46,000千円ということで聞いております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

少しちょっと私がわかりませんのでお尋ねしますが、拡幅で30,000千円ということで、 JRに委託するのが46,000千円。ここに上げてある総事業費43,000千円とはどうなるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

平石都市建設課長。

〇都市建設課長 (平石和弘君)

30,000千円というのが、今回の交付金の対象になるという上限がございまして、道路の分しか対象にならないわけでございまして、今回の道路の分が30,000千円ということであります。JRへの委託というのは踏切内の拡幅ですね、これについての概算というのはこれはまた別でありますので、今回の交付金事業には対象となりませんので、今後、JRとの協議を重ねながら、この協議が調うことによって額は確定するわけですけれども、それは別でございますので、この交付金事業にまず対象にならないということで今回は道路の分だけですね。これが30,000千円ということでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長(桑原允彦君)

JR九州に委託の工事分がまだはっきりしないんですね。ただ、ちょっと聞いてみてくんしゃいと言うたぎ、それくらいということで、今積算をしておられます。そして、これについては中身をできるだけ詳しく聞いてくれと、議会にも説明せにゃいかんからということで今指示をしております。JRに委託分というのは、私たちが想像していることと若干違いまして、西塩屋でガードをやったときが、あれが私どもの積算で見ますと、六、七千万円ということでありましたので、じゃ、やろうということで決定したんですが、実際、JR九州で委託こうこうしたら、2億数千万円になった。これは3年ばっかり実施できない、そんなにかかるんだったらちょっとされんばいということで、これを実施を延期させた経緯があります。しかし、私自身も地元にこれやりますと言っとったものですから、このことは2億数千万円かかってもやったということでございますので、今回もその中身については詳しくJR九州から聞いとってくれということを指示しております。

JR九州の負担分はまた一般の予算で提案をしようと、こういうことでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

それでは、交付金の分で賄える30,000千円というのは、地元の業者で十分対応できる工事であるということでよろしいわけですね。(「道路の分についてはですね」と呼ぶ者あり)

はい、わかりました。

もう1点ですけれども、ふるさと雇用再生特別交付金事業、緊急雇用創出事業交付金事業 という形で資料のほうを載せていただいております。この新規雇用の人数を載せていただい ておりますが、この雇用についての、(発言する者あり)済みません、松尾勝利議員と一緒 でありましたので、また、次の機会で質問をしたいと思います。

最後に、先ほど松尾議員のほうからもありましたし、谷口議員のほうからもありまして、 入札の今後の考え方という形で述べられました。副市長の答弁で、今回はこれについては今 までどおりということで答弁があったと思います。先ほど松尾議員のほうからもありました ように、県、また、佐賀市もそういう形でやられておりますけれども、私が地域を回ってお りまして、議員になって思いましたのは、鹿島のいい意味での強さというのが、以前、やは りノリとか、ノリをされる漁業者の方、また、農業者の方々も、その仕事をしながら、また、 言葉は適切でないのかもしれませんが、オフの時期はある一定程度の公共事業がある中で 日々雇用という形でやっぱり建設会社のほうに勤められて、家計の中を下支えするというこ とがあったようにお聞きをしています。若い漁業者の方も1つのシーズンが終われば、ほか のところに働きに行くという方もいらっしゃいますけれども、そういう中で、きのうの私の 質問の最後のときに、今回、この景気対策の最重要な課題はということで市長の答弁から、 できるだけ地元が活性化なるように、地元に落ちるようにという答弁をいただいております。 通常でないケースで現在があると思います。今回の補正におきましても、ノリに対しては赤 潮の被害等がありまして、やはり漁業者の方々の生活というのが非常に厳しくなってきてい ます。また、景気低迷によって、農産物の価格というのも低下をしておりますので、あらゆ る意味でこの対策が地元の人たちの下支えに本当になるような形であってもらいたいと。

入札につきましては、市長も何度か議会で答弁をされていますけれども、安く入札をされれば、その分の予算がほかの分で使えるからというお話もありますけれども、今回、こういう景気が著しくなっておりますので、ぜひとも県、佐賀市、鹿島市は別であるのかもしれませんが、できるだけ地元に配慮をするということであるならば、私は暫定的でもいいですから、そういうものを導入されて、地域の下支えというものをしていただけないかと思います。再度の質問になりますが、御検討をぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

出村副市長。

〇副市長(出村素明君)

最低制限価格制度の導入についての再検討をということですが、先ほどの答弁の中で、1 つだけ私が申し忘れとったことがありますのでつけ加えておきますが、きょうの新聞の情報 でもありますとおり、県なり佐賀市等については、最低制限価格を導入して、その価格の引 き上げをしたというような報道があっております。うちがこれを今まで導入しない1つの理由としては、工事発注に対しての予定価格の事前公表制度というのを取り入れております。 したがって、ある程度価格の判断はできるということが前提にあるわけですから、先ほど言いますように、今のところではその導入については考えていないということを申し上げたところです。

今後、言いますように、この制度を含めて検討していく課題だというふうには認識をいた しております。

〇議長(橋爪 敏君)

1番松田義太君。

〇1番(松田義太君)

ぜひともこういう状況下でありますので、前向きに御検討をしていただきたいと思います。 きのうも申し上げましたが、民のほうが投資をできない状況である以上は、官がある程度 投資をして地域を支えるというのが今最も大きな役割であると思いますので、ぜひとも前向 きに検討をお願いして質問を終わります。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに質疑ございませんか。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

それでは、一、二点質問したいと思いますが、まず、定額給付金の支給の問題です。これきのう、ちょっと出したわけですが、きのうの質問を見とった方から再度御意見いただいたんですが、受け渡しを口座に振り込むということでしたね。それで、希望者には直接手渡しができないかというようなことを言いましたが、いろんな犯罪その他の問題もあって、そういうのはできないということでしたが、やっぱり希望者には手渡しをしてもらいたいというような御意見が、きのうのきょうですからね、そう言うほどでもありませんが、数件上がっています。特に交付金が支給される時点で、テレビなんかでは、即窓口で、人口の少ないところですから、そういうのは対応できやすいと思いますがね、そういうのも見ていらっしゃる方もあるわけで、これはもう希望者には何とかそこまで配慮してもらいたいという意見が出ていますが、やっぱりきのうの意見と同じでしょうか、対応については。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

昨日もお答えいたしましたけど、原則、口座振り込みにさせていただきたいと考えております。しかしながら、この申請は半年間ということですね。それで、この申請状況を見ながら、そして、その状況の中である程度の事務作業が進んだら、そして、そういうことでまだ申請をされていないということ、そして、希望者、窓口ですか、現金給付を希望される方に

つきましては、状況を見ながら対処させていただきたいと思っていまして、今の段階で、は い、そうしますということは、事務の処理上、まだそういうことは今のところ考えておりま せん。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

おっしゃることはよくわかっています。ただ、今、部長が申し上げましたように、初めからそれをいいとした場合に、実はもう通常の仕事を職員がやりながら、このことをプラスでやらにゃいかんものですから、大変な作業なんですね、実は。だから、そういう意味で部長も、今の段階で、そうですと言えないでおります。これはもう私もよくわかります。だから、議員がおっしゃることは私もよくわかっていますので、状況を見ながら、そして、私たちがここで幾ら約束しても、対応ができなければ何にもなりませんから、そういう意味をお含みいただいて、御理解を賜りたいというふうに思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

今、一般的な職員の方たちの業務を見ていても大変なのはわかります。そういうのにこういうのがぽこっと出てきたわけですからね、大変だとはわかりますが、やっぱりせっかくですので、より市民の人たちの要求にこたえられるような、そういう対応をぜひしていただきたい。そういうことで、事務費なんていうのもたくさん出ておりますので、今、仕事がない人もありますので、そういうところに雇い入れをするとか、そういうのもあると思うんですよね。お笑いになっている方もありますが、ぜひですね。そういう形でより皆さんがいい方向に対応してもらいたいということです。

もう1点は、きのうの説明では、封書でそれぞれの家庭に申請書が配られるということですが、正直申しまして、高齢者の方でなかなかおわかりにならないというような状況のひとり暮らしの方たちもあるんですよね。よくいろんな文書が来たときに、こがんと来とったろうが、そがんとわからんけん、そけいっちょいとったというような、早う何とかせんばというようなことも今まであったこともあります。もちろん私たちが手の届く範囲ではアドバイスもいたしますが、なかなか手の届かない部分もありますから、そういう人というのは大体その地域ではわかるんじゃないかと思いますので、そういうのに対しての市の直接の対応か、地域の協力もあると思いますが、その辺の手だての準備はあるんでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

昨日までに全地区の区長会のほうに、この事務の流れについて御説明をさせていただきました。区長さんのほうからの申し入れとしては、全面的に協力をするから、何かあれば相談をしてほしいという心強い御助言をいただいております。そういうことで、郵送しても郵便が戻って来ない、そして、申請があっていない場合は、私どもから区長さんを通じて、また、私たちが直接出向いてでも、申請の手続をされるようなことで考えております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

次に、同じ定額給付金の関連ですがね、この予算が決まった途端に、テレビや新聞のニュースで、市の職員だ、役場の職員だということで口座番号を教えてもらおうというようなことですかね。そういう悪質なことが出ていますね。それはもう考えられることです。今、本当、一銭でもこうというようなことありますので。そういう面で、市としても市民の皆さんへのそういうことは絶対ないんだよという徹底というのは、もういまだにこんだけ振り込め詐欺にして、こんだけ言われようのに、何でやろうかというようなことがありますがね。やっぱりその辺についての対応は、行政としてはどのようになさっていますか。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

犯罪予防の対策でございますけど、このことにつきまして、昨年度末に全世帯に振り込め 詐欺、この定額給付金をねらった振り込め詐欺については十分注意をしてほしいということ を全世帯にチラシを配布しております。また、実際、定額給付金の交付が間近に迫ってまい りましたので、いろんな形で、きょうは総務課の中では市民から問い合わせのあった場合は、 市から口座番号をお尋ねすることはないというようなことで、そういうPRをしてほしいと いうこと、また、再度チラシ配布を考えております。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

先ほど振り込め詐欺のことなんか言いましたがね、最近はいろんな形で驚くような手口がですね。こういうのを本当何であなたたちみたいな若い人がそれに引っかからんばいかんねというような、例えば、電話がかかってきて、お金ば貸すけんが保証金ば幾らか送れと言われて、電話ばかくるわけですね、若い子が。何もわからんでね。そしたら、もう一遍かかってきたら、向こうは徹底してかけてきて、どこに来いと呼び出しをして、途中で何か変かねということで私に相談があって、それはもう絶対出たらいかんということで、しばらくはかかってきていましたがね。もう出ないことによってかからんようになりましたが、それを

もうちょっとでも言われたところに行ったら、徹底して取られる。若い人でも、常識あり余るほどの人でもそういうのに引っかかるわけですよね。だから、よっぽどのことで対応していかないと、本当そういう事態が生まれないとは言えないわけですから、大変ですけど、本当余分な仕事ですがね。もちろん私たち自身もそういうのには注意をしながら対応していきたいと思いますが、ぜひ鹿島でそういうことが起きたということがないようにお願いをしたいと思います。

それから、プレミアム商品券の発行の問題ですがね、これはもう先ほど水頭議員も言われましたが、1点、私も商店の人から、これは商工会のすることですからあれでしょうけど、手数料取る、事務費は要るでしょうけど、やっぱりそれはせっかくこういう状況だから、やるべきじゃないんじゃないかなと思います。これからまだ完全な決定はされていないということですが、これに対しては行政としてもやるわけで、2,000千円ですかね、でしょう、例えば、手数料みたいなの。給食費じゃありませんが、たかが8,000千円じゃないですが、2,000千円ですからね。せっかくですから、そういう形。極端に言えば、その分取られるとしたら、商品にその分をかけて売ったっていいわけですが、そうしたら消費者に対してもマイナスになってくるわけでですね。本当そういう面ではぜひまだ決定をされていないのなら、そういう形でお願いをしたいと思います。

それと、道路の改良とかその他で出されておりますが、これは新町とかいろんな書いてありますが、これ以前からお願いをしとったんですがね、駅前の道路、バスセンターから駅のほうに行くところですね。特に障害を持つ人たち、目の不自由な人たち、非常に危ないということで、もうこれは何年前から私はここで言ってきたかわかりませんが、あそこの道路の改良が進んできた時点ではやるんだというような、土木事務所とも話し合ってやるんだというようなことを何度も言われてきたんですね。もうここにはその担当課長いらっしゃらないと思いますがね。いまだに全く手がつけられていないんですよ。もう本当あそこ危ないですよね。皆さん自身もそう思われませんか。車で行くときだって、車同士が、あそこは自由に駅前広場ということは道路じゃないですね、今の状況では。駅前広場という形になっていますがね。あれについては特別こういうときにでも、極端に言えば、線を引いたりなんかするだけでも、ある程度の改良はできるんじゃないかと思いますがね。本当にあれだけの幅のところを障害持つ人たちが渡っていくというのは大変なんですよね。よく事故が起きらないなと思いますがね。そういう面でどうなんでしょうかね。せっかくこういう時期にでも、何らかの手を打つということはできないんでしょうか。お考えになっていることがあるんでしょうかね。

〇議長(橋爪 敏君)

藤家建設環境部長。

〇建設環境部長 (藤家敏昭君)

松尾議員にお答えしたいと思いますが、駅前につきましては、一応今、県の県道の道路敷ということでございますので、そこら辺は県のほうとちょっと話をさせていただきたいと思っております。具体的にどういう危険性があるのかは、後だってでも議員のほうからお話をいただければなと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

以前の答弁と同じです。あなたじゃないけどですね。そして、その後はやっぱり県と話し 合いをしてということが1つ。それから、あそこの改良ができ上がった場合には取り組むん だというような、そういうお話も出たんですよね。どういう危険性があるのか聞きたいって。 見ただけでわかるでしょう、あの広かところをバスセンターのほうから来て、目の不自由な 人たちというのは、もう本当車しか頼りないんですよね。バスで来て、電車で行くというよ うなね。だから、あれだけの距離を渡っていくということは非常に危険なんですよ。これは 私が言っているんじゃないんです。もう以前から目の不自由な方たちから、何度も言われて、 いっちょんしてくれんねと私も非常に怒られたこともありますがね。そういう状況ですから、 これはもちろん県のであるんですがね、やっぱり市民の暮らしを守るという立場でもっと積 極的に、ましてやあそこの道路が207がきれいになった時点では、それに合わせてやるんだ という、このことはもうずっとおっしゃってきたんです。つい最近、私も出してきておりま せんがね。ですから、ぜひ早急にこの面については、信号機をつけたりなんかというものも もちろんでしょうが、線引きをするだけでも大分違うと思うんですよ、その辺はね。だから、 現状をぜひ見ていただいて、早急にですね。やっぱりこういう特別のお金が出たようなとき に、県だって出るんでしょう、特別お金は。ですね。だから、そういうのをしていただく。 恐らく県のほうだって、私が以前こういうお話をしたときの担当者いらっしゃらないでしょ う。いらっしゃらないでしょう。そういう状況だと思いますが、ぜひお願いしたいと思いま す。

次に行きたいと思います。消防費で災害対策費というのがありますね。災害対策費。ここで、これは災害対策用の備品ということで、防災毛布ほかというのがありますが、実は、つい最近も火災が起きましたね。それで、家財道具はもちろんですが、もう丸裸で焼け出されるというような事態になりましたが、以前もちょっと私は触れたかもわかりませんが、例えば、そういう事態で家を失った人たちですね、そういう人たちのすぐ後の対応というのが、私は不十分じゃないかと思うんです。例えば、今回においては、一応公民館に行かれて、福祉会館ですかね、そこに一時行かれて、後は、話を聞けば、自分のあれで空き家を借られたようですが、幸いすぐ空き家があったからいいようなものですが、その前もあそこ高津原で全焼して母子家庭の方が焼け出されましたが、そのときも幸い兄弟さんの家にすぐ行かれて

よかったわけですが、例えば、そういうときだって、いろんな家財道具一切なくなったときの対応というのは、もちろん周りの人たちが手助けをするのは当然ですけど、そういう人たちの手が届かないとなかなか十分にいかないというのが今の現状なんですよね。基本的にそういう焼け出された人たちに対して、まず、住宅の問題なんかはどう対応するようになっているんでしょうか、お答えください。(「予算に関係ないんじゃない」と呼ぶ者あり)防災、備品のとでしょうもん、関係あっでしょう。毛布だけじゃなかとやっけんが、防災というのは。

〇議長(橋爪 敏君)

答弁はありませんか。北村市民部長。

〇市民部長(北村建治君)

それでは、松尾議員のほうにお答えいたします。

今回の火災を受けて、まず、とった措置を簡単に申し上げますと、一応、この間の議会の終了した後、そういった被災があったということで緊急事態を要するということで話を伺いましたので、私と福祉部長のほうで現場に向かったわけであります。そこで、被災者の方が地元の公民館におられましたので、とりあえずそちらのほうでお話を聞きながら、今後の善後策についてどうするかということをお話したところでございます。

そういう中で、こちらのほうとしましても、すぐに住居あたりが見つかればいいんですけれども、そこあたりがその時点では急遽の場合でわかりませんでしたので、とりあえずは公共の施設が一番いいだろうということで、公共の施設で宿泊できるところないかということで急遽探しまして、福祉会館のほうにお世話をさせていただきました。その後、庁内の関係部署、例えば、総務部長と総務課長、それから建設環境部長、それから福祉、それから保険健康課と私ども集まって、その後の対策について急遽議論をしたところであります。

そういう中で、市営住宅等がもちろん空き部屋等がすぐあればいいんですけれども、そういったものがない場合はどうするかとか、あるいはそのほかにいろんな宿泊所に適するような場所があるかどうかということを、緊急事態ですから、すぐに対応するためにどうすればいいかということを協議したところであります。

ですから、日常的にそういった部分が確保できていればいいんですけれども、何しろこういった災害というのは急な場合ですから、とりあえずはまず、現時点でどうするかということをまず探し出して、そして、その後についてどうするかと、そういう2段構えで対応していかなきゃならないかなと思っているところでございます。

そういうことで、まずは、公共施設の中であいているところ、そういったことを確保する のが第一義的なものかなというふうに思っているところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

緊急なときだからこそ、どうするかというのを特に住居などについてはある程度の基本を 持っておくべきじゃないかと思うんですよ。例えば、夜だとか、休日だとか、そういうとき の災害って結構あるんですね、火災なんかね。そのときに職員の方たち、担当課の方たちに 連絡がすぐとれたら、どうしたらいいですか、あそこにちょっと入れさせてくださいという のは連絡もとれるんですが、とれないときもあるんですね、そういうのがなかなか。そのと きに例えば、一般の人がとにかくよかたい、福祉会館に行きんしゃい、公民館に入んしゃい とか、なかなか言えないんですよね。いろんな責任的な問題もありますからね。管理者、も ちろん地域の公民館の管理者の人で地域の公民館にいいということになれば、そのときいい わけですが、緊急のときにどうするという基準を私はぜひ持ってもらいたいと思うんですよ。 そしたら、やりやすいんですよね。もう本当、前、高津原であったときなんかも、夜遅かっ たからですね、いろんな問題もありましたけれども、周りの方たちのいろんな協力でおふと んその他はすぐそろうことができた。もちろん福祉からも毛布などを持ってきてはもらいま したがね。それだけでは今の体制では不十分なところありますので、ぜひどうですか、住宅 なんかについては、とりあえずここにはいいですよというような基準を決めてくださいよ。 市営住宅あいとらん、どうせあいとらんぎいかんけん、そのときは、例えば、今回みたいに 福祉会館にとりあえず入っていただくとかですよ。どこかの基準等は決めるべきだと思いま すが、どうでしょう。

〇議長(橋爪 敏君)

北村市民部長。

〇市民部長(北村建治君)

お答えをいたします。

もちろん市営住宅があきがないかということは、まず、第一義に検討はいたしました。先ほど言いましたように、とにかくまず考えられますのは、公共的な施設の中でそういったところがないかどうかということをまず第1番目に私たちも考えたところです。そういう中で、当然、市営住宅についてもあきがないかというふうなことは考えたところであります。ただ、そのときはすぐに入れるところはないということでしたので、福祉会館のほうに今回はお世話をしたということですね。常時、じゃ、市営住宅のあきを確保しておけばいいんじゃないかということになるかもわかりませんけれども、そこは現行自体、待機者まだたくさんおられる状況ですから、市営住宅もですね。ですから、今のところはそういった形の中で常時あきを確保しておくというのは無理な状況ということでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ぜひそういうことで今後考えていただきたいと思います。

それから、次、その前の防火水槽の件ですがね、これも今、なかなか防火水槽の設置というのは進まないわけですが、特に高津原なんかというのは、もうどんどんどんどん住宅がふえて、防火水槽をつくる用地なんていうのもなくなっていくような状況もありますが、この防火水槽の設置は年次計画とか幾らって決めているんですかね。ごめんなさい、勉強不足ですので、教えてください。

〇議長(橋爪 敏君)

中川総務課長。

〇総務課長(中川 宏君)

お答えいたします。

大体防火水槽につきまして、大体じゃありません、毎年5,000千円つけております。今回、この地域活性化生活対策臨時交付金で3カ所、これは地域から要請があって、要望があっているところをすべて防火水槽をつけるという形でお願いをしているところでございます。

ちなみに、今、高津原地区は9カ所防火水槽がございます。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

5,000千円というたら、1基ですね、1基ぐらいしかできないだけの年次計画ですが、今、高津原9カ所ありますということですが、高津原、地域が広いわけでね。例えば、いざというときには、なかなか水をどこから持ってきたらよかろうかねというような、そういう状況あるわけですが、もちろんこれは地域からの要求も出さんといかんでしょうけど、わかりました。年間に1基分しかないということですね。今回、ずっと要求が出とったからしましたということですが、そういうことなら、つくるところなかですかということで少しぐらい声をかけてもらっとったら、よかったんじゃないかと思いますが、そういうことなれば、もっとたくさん出たでしょうがね。ぜひ防災、それこそ火災で家を探さんでいいように、まず、防災のほうから力を入れてもらいたいと思います。

後に戻りますが、最後にします。14ページですね。水産業振興費の中で海苔養殖赤潮被害緊急対策事業補助金ということで4,500千円、今度上げられております。これは全協でも説明がありましたし、私自身も有明海に入りまして、赤くなったノリも見せてもらいましたので、本当に何とかせんといかんと思いますが、1つだけ、これに関連して、これはこれでいいでしょう。ただ、県に対して、このことで県としても何とかしてくださいという要請をされたのかどうかですね。少しでも県のほうにも私は要請をすべきじゃなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

迎農林水產課長。

〇農林水産課長(迎 和泉君)

まず、経過を簡単に説明させてください。

実は、今度の冷凍網、特に1月5日から入り込んで、1月7日から赤潮の影響で被害が出てきました。その結果、過去3年間と比べまして、秋芽は大体86%程度、これ販売額であったわけでございますが、冷凍は今まで4回入札があっておりますが、前年対比の35%、合計で56%程度となっております。私たち、緊急支援をすべきということで、今回、国の2次補正とは別に、これは市の単独事業でございますが、漁協のほう、その中で漁協の役員さん、いわゆる運営委員さんという方が11名いらっしゃいますが、その方々とお話をさせていただきまして、緊急支援をということでお話をしたところでございます。その中で何が一番いいでしょうかということでお話をしましたところ、実際、今度、赤潮被害を軽減させるために施肥をしたと、このお金が15,000千円程度かかっていると、これは全部漁民持ちなんだということで、これに対する助成をしていただきたいということで今回30%の助成をさせていただいています。

これも3月にお話をさせていただいて、急遽、ここで出させていただいております。そういう経過から、まだ県のほうにそういうふうな要請というのはやっておりませんが、今後、県に対しても要請をやっていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ぜひ県に対する要請もしてもらいたいと思います。それと、やっぱり赤潮被害の発生というのが、原因もいろいろあると思いますが、例えば、今、有明海、こういう状況になったのについては、調整池からの排水を約束どおりの排水でなくて、一気に排水をするということでこういう状況が生まれたというようなことも言われているわけですがね。そういうことになりますと、国自体の責任もあると思うんですよね、そういう面ではですね。私も、果たしてどれぐらいゆっくり流すのと、一遍に流すのに金が違うのかと思って調べてもらうようにお願いをしているんですが、まだその数字が出ていませんがね。そういう一つ一つの責任が明らかになっている分については、そこの関係者に対して行政としてもしかるべき対応をしていく。約束は約束で守るというようなことを、これは全協で申しましたが、ぜひ訴えていただいて対応していただくと。漁業をする人たちが本当に安心してやっていけるようなね。これがただ単なる自然の現象ということなら仕方もありませんが、そういう人的な要素によって被害が起きているということも、それは1つの要因になっていることは明らかなわけで

すので、ぜひその辺についてお願いをしておきたいと思いますが、何かありましたら、どう ぞ。

〇議長(橋爪 敏君)

迎農林水産課長。

〇農林水産課長(迎 和泉君)

お答えをしたいと思います。

私たちもいろいろな形で国への要請活動は行っております。ただ、この被害というのが、 私たちもその影響があるだろうと推定はしておりますが、明確に今の段階では原因というの が解明されておりません。ただ、その中で昨年出されました佐賀地裁の判決、開門調査をし なさいというふうな判決が出ましたので、その後すぐ有明海沿岸の市町村の首長で国のほう に要請にも行ったところでございます。

それが一番、原因があるか、ないかということじゃなく、原因調査をしていないということが一番の問題であるということで、これについては今後も国、県に要請をしていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(橋爪 敏君)

14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

大もとの原因については、今、裁判その他でも取り組まれているところでありますが、ただ、さっきも言いましたように、調整池からの排水が約束のとおりされていたときと、約束を破って一気に有明海に流し込むという状況になったときで、やっぱり大きな違いがあらわれているというのはあるわけですからね。そこはそこでとらえながら、ぜひ上にもというか、関係者に約束は守れと、そのことはやっぱり言っていくべきだと思いますよね。問題が起きたときは、一つ一つ対応するということが私は大事だと思いますので、よろしくお願いをして終わりたいと思います。

〇議長(橋爪 敏君)

中川総務課長。

〇総務課長(中川 宏君)

先ほどの防火水槽の御質問で、もしかして誤解を招くような表現があったかもしれません ので、ここで説明をさせていただきます。

今回、15,000千円つけていますのは、21年から3年にかけてそれぞれ5,000千円ずつ計画をしておりました、実施計画上はですね。それを今回やるということで、今まで毎年1基ずつつけてきたというわけではございません。その辺を加えさせていただきます。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

鹿島市の重要な産業であるノリ漁業ですね。これがもう非常なピンチだということですので、一言だけ私もコメントをさせていただきますが、まず、私自身は、この有明海の漁業にとって唯一のと言っていいほどの大きな基盤整備は有明海の環境の浄化、保全だと思っているんですね。このことに大きく関係してくるわけです。したがいまして、今回いろんな努力をされて開門というふうな裁判の結果も出ておりますが、その際の当時の大臣だったか、副大臣だったか、関係者の同意が得られれば開門するとかなんとか、そういうふうなことが発言としてあったと思うんです。関係者の最たる者はやっぱり長崎県と諫早市ですよね、開門しないという側は。このあたりが果たして本当に同意するのかなと。したがいまして、やっぱりこういうことで佐賀県のほうも長崎県のほうに働きかけをするというふうに言ってもらっていますし、私どもも県と連動しながら、あるいは独自ででもこういう運動はやっぱり漁民の皆さんと一緒に広げていかにゃいかんというふうに思っております。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに質疑ありませんか。11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

簡単にちょっと質問したいと思います。

今回、定額給付金は72兆円の国の景気対策のうちの2兆円でございます。鹿島市においては10億円のうちの5億円相当が定額給付金として市民の皆さんの手元に渡るということになっております。去る3月5日に、全国のトップを切って、青森県の西目屋村で始まったわけですが、その際に、農業の、これは記事のことですが、山下好恵さん、夫と2人分ですね、40千円を受領されたという記事がありました。感想を聞いてみますと、少しずつ大事に使いたいというコメントがあったようであります。また、そこの村の村長であります関村長、42歳でございますが、今回の制度は消費拡大につながると、と同時に、全国で一番最初に給付金を交付したことで、そのチャンスを生かして全国に発信できたと、いわゆる白神大地の、世界遺産でありますが、その入り口にある村であるというものを宣伝ができたということでも改めて村長としては言っておられたと思っております。まさに私が一般質問いたしました知産知消という1つの大きな例ではなかろうかなというふうに思っております。

そこでですが、さきの質問の中で市長が言われましたのは、いろいろ定額給付金についての考え方はあるけれども、今回、鹿島市においては国の予算についてのものについては滞りなく早目のうちに予算の執行をしたいという御希望、そういう方針でされたと思います。私もよかったなというふうに思っております。ただ、工程表的には、少し事業によっては先延ばしになったり、工期そのものが少しおくれるというか、平準的だというふうに思っております。

また、給付金を受け取るか、受け取らんかという問題で、5%ぐらいは定額給付金を受け 取らないというような世論調査もあるようでありますが、鹿島市において、もし、受け取ら ないというようなものがあった場合、少し残りますよね、残るというのはおかしいけれども、 予算から残りますね。その場合の取り扱いについてはどのような形になりますでしょうか。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

今回の定額給付金の事務費、事業費につきましては、100%国の補助金ということになっておりまして、終了後はすべて精算、返還ということになります。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長 (桑原允彦君)

これは正月の市長会のとき、私も知事さんとの会食をしながら、そのことを聞いたんです。 どうなりますかと。私はもし、鹿島市にそれを保留することができれば、私は受け取らない で、低所得者とかなんとかに回せばいいというふうに思っていますから、これはどうなるん ですかという質問をしたんです。そしたら、今言いましたように、これはもう申請をしなけ れば、もう受け取れないということですから、最後、申請をして支払いをした人数が幾らか によって最後精算になりますから、そういう人たちは自主的に受け取らない人たちは鹿島市 に残るということはございません。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

私としては、受け取らない方は、消極的な意味での市への寄附というような形で私は思っておったんですが、そういうふうにならないということですね。寄附にはならないと。だから、国に返還ということですかね。それはそしたら、いつごろ、結局、最終的にはいつごろに、時間が決まっていますね。ちょっともう一回、確認をさせてください。最終の日にち。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

申請期間が6カ月となっております。それで、鹿島市につきましては、4月1日から申請を受け付けます。その6カ月後ということですので、10月1日までは受け付けるということになります。10月1日に申請をされた方につきましては、交付を、事務の処理上、2週間程度かかりますので、10月中旬にその方にお渡しをするということで、精算につきましては、その後に処理をして国のほうへ残った分については返還するということになります。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番(中西裕司君)

そこで、返還する金額がどれぐらいなのか、ちょっと予想がつかないわけですよね。非常に私としては市民の一人一人の政治信条に基づくものでありますでしょうから、強制とか、そういうことはできないにしても、やはり一たんもらっていただいて、そして、寄附とか、そういうことができれば一番いいかなというふうに思っております。市長が先ほど言われましたように、社会福祉に対する寄附とか、そういうことができればいいのかなというふうに思います。

そういう意味で、その使い道についてはそれぞれあると思います。行政においては、社会 福祉等に使うために、例えば、横浜のどこでしたかね、市なんかは寄附金を募るというよう なことで、定額給付金のPRとともにそういうこともあるようでございますが、10月までの 間にもう少し時間がありますので、そういうものも徹底されていただきたいというふうに思 いますが、寄附の取り扱いについてはどのように考え方を持っていらっしゃいますか。

〇議長(橋爪 敏君)

北村総務部長。

〇総務部長(北村和博君)

先ほど言われましたように、私も全国の自治体の定額給付金の状況を見ていますと、受け 取らない方もおられるんじゃないかということ、そういうことで受け取らない方については、 もし、よければ、受け取っていただいて寄附、福祉団体への寄附も募っている自治体もある ということでありますので、寄附も可能ではないかなというふうに思っているところでござ います。

ちなみに平成11年度地域振興券につきましては、鹿島市で220,000千円の交付事業があったわけですけど、そのときの記憶をたどりますと、98.何%の方が地域振興券を受領されたという経過がございます。また、その地域振興券を使われて銀行に換金をされなかった事業所もあります。そういうところで今回も98%、99%の交付があるものと私は思っているところでございます。

〇議長(橋爪 敏君)

桑原市長。

〇市長(桑原允彦君)

今のやりとりを市民の方が聞いて、そいぎ、市長とか、議員はそがんして寄附するぎ、これは寄附行為になりますから、できないんです。政治の分野におる人はですね。ですから、これは市民の皆さんに私がここで説明しているという格好になりますけど。どうか私も先ほど申し上げましたように、できるだけこれは地元の商店街が活性化するように、皆さんと一

緒にやっていきましょう。

〇議長(橋爪 敏君)

11番中西裕司君。

〇11番 (中西裕司君)

市長そういうことですから、寄附になるということで、もらうということですね。私も当 然いただきます。生活が苦しいためにですね、もらいます。

もう1つは、やはりふるさと納税も私も考えてみたんですよ。第2のふるさとにね。この際、ふるさと納税でもしようかなという考えもしたんですけれども、やはりよそのまちに金をやったってちょっといかんなと、今度はですね。そういうわけにいかないと。やはり余裕が出てきた時点でそういうものを考えるべきで、今回の定額給付金をいただいて、ふるさと納税はいかがなものかなと私は思っております。第2のふるさとはかわいいわけですが、そういうことに思って、やはり鹿島市内でこの給付金の使い道を考えるということが大事じゃなかろうかと思っております。

ちなみに私はこのように考えております。いただいた12千円になりますが、そのことは今回、月末に酒蔵通りにおいて假屋﨑省吾さんの花のイベントがあります。ちなみに5カ所において展示されるわけですが、その沿線に私の家とかがあります。ポケットフラワーでも買って少しまちをにぎやかさをしてみようかなというふうに考えておるところであります。そういう1つの具体的な使い道を申しましたが、もちろんおいしいものも食べますが、その残りでいわゆるまちをきれいにしたい、そのイベントに合わせてですね、そういうおしゃれをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

質疑終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

〇14番(松尾征子君)

ただいまの25号議案に賛成の討論です。

今回、全国的にもそうですが、雇用、失業情勢というですかね、一段と厳しくなる中、また、地域の経済も非常に落ち込む中で雇用の機会の創出を図るためということで国が特別の対策をした今回の補正になったと思います。これを大いに生かして、少しでも鹿島の活性化が図れればと思います。

その中でも特に定額給付金の問題ですね。この問題につきましては、審議のときにも申し

ましたが、全国的にも多くの人たちがもうこういうのは許せないという声も非常に多いわけですが、その一方で、やっぱりこれだけ大変な状況になっているので、いっときも早く出してもらいたいという声も多いわけですね。なぜこれが皆さんから嫌われるかと言うと、行く行く消費税にかかってくるということがはっきりと言われてきたわけですね。ですから、一時的に幾らかのお金をもらっても、行く行く消費税がずっと続いていくような状況になるということでは許されないというようなことで、多くの皆さんから本当にもろ手を挙げてという形での同意、賛成になっていないというのが大きな状況だと思います。

そういう中で、国会におきましては、私たちが所属します日本共産党も反対の態度をとっていますし、国会議員自体も、これは共産党の国会議員は受け取らないということをテレビでも申しておりますので、皆さん方も十分に御承知だと思います。そういうことで、私にも、そいぎ、あんたも受け取らんねというようなことで言われたこともありますが、私は受け取ります。そして、有効に使いたいと思います。本当にまだ何に使うかは定かではありません。しかし、本当に12千円、私もあと何カ月かしたら20千円もらえたんですが、基準を10月にしてもらったらよかったんですがね。それはそれとしまして、本当に貴重なお金だと思いますので、有効に生かしながら、皆さんと一緒にありがたく使わせていただきたいと思います。

こういうことで、私は、基本的に共産党としては中央でも反対をしておりますし、受け取らないという表明もしておりますが、私としてはこの案件には賛成をしたいと思います。 以上です。

〇議長(橋爪 敏君)

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第25号 平成20年度鹿島市一般会計補正予算(第6号)については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(橋爪 敏君)

着席ください。起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明12日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時31分 散会